



IFRS[®]
Sustainability

IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行 についての情報（移行計画に関する情報 を含む）の開示

ガイダンス文書



2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、最初の基準であるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」（ISSB基準）を公表した。ISSBは、これらの基準の導入（implementation）を支援することを約束している。IFRS財団は、この約束を果たす一環として本文書を開発した。

本文書は、ISSBのサステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースラインを支援することを意図している。本文書は、企業がIFRS S2号を適用する際に、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けての移行に関する高品質な情報を提供できるようにするためのガイダンスを提供する。ISSB基準を採用するか、さもなければ利用する法域は、サステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可能で、追加の情報によって曖昧となっていない限りにおいて、IFRS S2号によって要求される開示を、広範囲の利害関係者のニーズ又は特定の法域の情報ニーズを満たすことを目的とする情報で補足することができる。

本文書は、移行計画タスクフォース（TPT）が作成した、開示に特化した資料を基礎としている。IFRS財団は、開示の断片化を軽減し、IFRS S2号の要求事項を適用する企業が提供する情報の質及び比較可能性を向上させるため、2024年に当該資料に関する責任を引き受けた。

本文書は、IFRS基準の一部ではなく、基準の要求事項を追加したり、これを他の形で変更したりするものではない。本文書は、我々の基準に対する利害関係者の理解を支援するために開発されたものである。本文書で表明されている見解は、必ずしも国際会計基準審議会、国際サステナビリティ基準審議会又はIFRS財団の見解を反映するものではない。本文書は、専門的な又は投資に関する助言として依拠されるべきではない。

用語集で定義されている用語は、本文書で初出の際に下線で表示している。

- 1 移行計画タスクフォース（TPT）が作成した、開示に特化した資料には、ベストプラクティスの移行計画の開示のための産業中立的な「開示フレームワーク」、適用ガイダンス、及び産業ガイダンスが含まれる。TPTの「開示フレームワーク」は、民間セクターにおいて比較可能性のある移行計画の作成を支援する取り組み（effort）の一環として、「ネット・ゼロに向けたグラスゴー金融同盟」が特定した優れた移行計画の構成要素を活用している。G20サステナブルファイナンス作業部会、証券監督者国際機構、金融安定理事会などの関係者は、トランジション・ファイナンス環境の信頼性を支援する上での透明性及び開示の重要性（importance）を指摘している。例えば、「[2024 G20 Sustainable Finance Report（2024年G20サステナブルファイナンス報告書）](#)」、「[IOSCO Report on Transition Plans（移行計画に関するIOSCOの報告書）](#)」、金融安定理事会の「[The Relevance of Transition Plans for Financial Stability（金融安定のための移行計画の関連性）](#)」を参照されたい。

目次

セクション1	—はじめに	5
セクション2	—本ガイダンス文書について	8
2.1	—本文書の目的	8
2.2	—誰が本文書を読むべきか	9
2.3	—IFRS S2号に従った企業の気候関連の移行に関する情報の開示	10
2.4	—移行計画タスクフォースが作成した開示に特化した資料との関係	11
2.5	—ISSB基準を適用する際の考慮事項	12
2.5.1	—企業の気候関連の移行に関する開示に適用されるIFRS S1号の要求事項	12
2.5.2	—ビルディング・ブロック・アプローチ	14
セクション3	—IFRS S2号における開示要求の適用方法	15
3.1	—ガバナンス	16
3.1.1	—戦略的目標（goal）に責任を負う機関または個人	18
3.1.2	—戦略的目標（goal）のために用いられるプロセスにおける経営者の役割	18
3.1.3	—戦略的目標（goal）と結び付いたインセンティブ及び報酬	19
3.1.4	—戦略的目標（goal）を適用するためのスキル、コンピテンシー及び知識	19
3.2	—戦略	21
3.2.1	—気候関連の移行計画	22
3.2.2	—ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン、緩和及び適応の取組み（efforts）	26
3.2.3	—気候関連の目標（targets）を達成するための計画	37
3.2.4	—戦略的目標（goal）の適用のための資金調達	38
3.2.5	—戦略的目標（goal）の適用が企業の財政状態に与える影響（effects）	40
3.2.6	—戦略的目標（goal）の適用が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響 （effects）	42
3.2.7	—現在のおよび予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報 又は定性的情報（又はこの両方）	44
3.2.8	—シナリオ分析	46

3.3	一指標及び目標 (targets)	47
3.3.1	一気候関連の指標	47
3.3.2	一気候関連の目標 (targets)	50
3.4	一IFRS S2号における全般的な (overarching) 要求事項	56
3.4.1	一計画の時間軸の識別方法	57
3.4.2	一定量化	57
3.4.3	一外部のコミットメント、ベンチマーク又は参照ポイントへの参照	57
セクション4	一セクター・サマリー	58
付録 A	一用語集	59
付録 B	一IFRS S2号と「TPT開示フレームワーク」とのマッピング	62

セクション1—はじめに

IFRS S2号「気候関連開示」の目的は、一般目的財務報告書の利用者に、気候関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を提供することである。IFRS S2号は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。

気候関連のリスク

企業は、気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスク²を管理するために、さまざまな緩和及び適応の対応を追求する場合がある。

緩和の取組み（efforts）（温室効果ガス（GHG）排出を低減させることを意図する取組みなど）は、主に移行リスクに対する企業の対応に関連している。例えば、企業は、GHG排出を低減させる新たな製品及びサービスを導入するために、新たな技術を採用するか、又はビジネス・モデルを変更する場合がある。

適応の対応は、主に物理的リスクと関連しており、企業が気候変動の現在及び予想される（anticipated）影響（effects）の両方に備えることに関わる。例えば、物理的リスクに対するレジリエンスを改善させるために、企業はインフラの改修に投資する場合がある。

気候関連の機会

企業は、気候関連の機会を利用する場合もある。例えば、企業は、シフトする消費者のニーズ又は選好を満たし、ブランドのレピュテーションを向上させる、新たな製品及びサービスを開発する場合がある。

気候関連のリスク及び機会は、それぞれに識別される（distinct）が、必ずしも相互に排他的ではない。例えば、消費者の選好が低炭素製品へ変化することは、企業の製品需要にリスクをもたらす場合があるが、同時に、企業が代替となる低炭素製品ラインを開発するか、そのような製品ラインを有している場合は、市場シェアを獲得する機会を表す場合がある。

戦略

価値を創出し、結果として短期、中期又は長期にわたりキャッシュ・フローを生成するための戦略を定義するにあたり、企業は気候関連のリスク及び機会に関連する戦略的目標（goal）を設定する**場合がある（might）**。

戦略的目標（goal）

低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた企業の移行に関連する目標。そのような気候関連の戦略的目標（goal）は、本文書では単に「戦略的目標(goal)」という³。

2 本文書では、「気候関連の物理的リスク」及び「物理的リスク」という用語は同義で用いられている。「気候関連の移行リスク」及び「移行リスク」が同義で用いられているのと同様である。

3 本文書の目的において、企業の戦略的目標（goal）は、気候関連の移行における全般的な（overarching）な目標である。「戦略的目標（goal）」という概念は、TPT資料において「戦略的大志（ambition）」の概念の中に組み込まれている。

戦略的目標（goal）を設定する企業は、気候関連の移行、すなわち、企業がこの目標（goal）をどのように導入し、達成するかを検討する。

企業が設定した戦略的目標（goal）の種類によって、企業は移行へ対応するための包括的なアプローチ、並びに物理的リスク及び気候関連の機会を考慮する場合がある。そうであれば、企業の気候関連の移行は、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた企業の移行を対象とする場合がある。

2つの用語は、一般的に気候関連の移行の文脈で用いられる。

移行計画の策定

この用語は、通常、企業が移行関連の目標（goals）を設定し、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた企業の移行活動を計画するために従う**戦略的プロセス**を指す。

IFRS S2号は「移行計画の策定」を定義しておらず、企業が従うべきプロセス又は方針を含め、どのように事業を管理すべきかを定めていない。代わりに、IFRS S2号の要求事項は、企業が実施している気候関連のプロセス及び方針について透明性を確保し、一般目的財務報告書の利用者にとって有用な重要性がある（material）情報を提供することを目的としている。

移行計画

気候関連の移行計画は、移行計画の策定プロセスの**結果**である⁴。IFRS S2号では、気候関連の移行計画を「温室効果ガス排出の削減などの活動を含む、低炭素経済に向けた移行のための企業の目標（targets）、活動又は資源を示した企業の全体的な戦略の一側面」と定義している。

企業が設定した戦略的目標（goal）の種類によって、企業の気候関連の移行計画に関する情報は異なる場合がある。

移行計画は、現在及び過去の情報に基づいて作成される。これには、過去の事象、現在の状況、及び将来の状況の予想（forecasts）についての情報が含まれる。シナリオ分析は、目標（targets）を設定し、指標を用いてパフォーマンスを測定するために用いることができる。

移行計画の作成を決定した企業は、プロセスのさまざまな段階にある場合がある。これらの段階には次のものが含まれる。

- 移行計画の策定のプロセスを開始しておらず、したがって移行計画を作成していない企業
- 移行計画の策定プロセスにある企業（つまり、移行計画を作成しているが、最終化していない企業）
- すでに移行計画を作成済の企業

移行計画を作成した企業は、例えば投資家の期待に応えるため、又は法令の要求事項を満たすために、自主的に移行計画を公表することを決定する場合がある。あるいは、移行計画を公表せず、代わりに、経営者への情報目的でのみ作成する場合がある。こうした多様なアプローチは、移行計画がそれぞれに識別される（distinct）利用者グループ向けに作成され、用いられる場合があることを強調する。

4 本文書では、「気候関連の移行計画」と「移行計画」は同義で用いられている。

IFRS S2号と移行計画の策定

IFRS S2号は次のとおりである。

- 開示の要求事項を示す。
- （本文書で探究されているとおり）移行計画の策定に関連する複数の開示要求を含む。
- 企業に、その移行計画の策定に関する情報を提供することを要求する。これは、その情報が企業の気候関連のリスク及び機会に関する開示に関係するためである。
- IFRS S2号の要求事項が満たされている限り、企業に移行計画を有することや移行計画を公表することを要求しない。

セクション2—本ガイダンス文書について

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」（「ISSB基準」）の導入を支援することを約束している。IFRS財団は、当該約束を果たす一環として、この文書を開発した。

2.1—本文書の目的

IFRS S2号には、移行計画の策定に関連する複数の開示要求が含まれている（セクション3「IFRS S2号における開示要求の適用方法」を参照）が、IFRS S2号は企業に対して、移行計画を有することや正式な移行計画書を公表することを要求していない。

本文書の目的は、企業が一般目的財務報告書におけるより広範なサステナビリティ関連の開示の一環として、IFRS S2号の要求事項を適用する際に、気候関連の移行に関する情報を報告するための指針となることである。

本文書は、IFRS S2号の要求事項を追加したり、これを他の形で変更したりするものではない。

本文書は、例えば、移行計画の作成方法⁵など、移行計画の策定プロセスに関するガイダンスは提供していない。

本文書は、移行リスク、物理的リスク、及び気候関連の機会に対応する企業のアプローチに関連するIFRS S2号の開示要求を説明している。これには、企業が移行計画を有している場合、その計画に関する情報、及び企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかが含まれる。

本文章は次のとおりである。

- 企業の気候関連の移行に関するIFRS S2号の開示要求を識別する。
- 企業が気候関連の移行に関する関連性がある情報を開示するのに役立つガイダンスを提供する。

本文書は、移行計画タスクフォース（TPT）が作成した、開示に特化した資料に基づいて開発されている（セクション2.4「移行計画タスクフォースが作成した開示に特化した資料との関係」を参照）。

付録B「IFRS S2号とTPT開示フレームワークのマッピング」では、企業の気候関連の移行に関するIFRS S2号の要求事項を記述し、これらの要求事項をTPTが作成した開示に特化した資料（TPT資料）にマッピングしている。この付録は、TPT資料を既に適用し、IFRS S2号を導入している企業に有用である場合がある。この付録により、これらの企業は移行計画において、IFRS S2号への準拠に関連する情報を識別できるようになる。

5 国連持続可能な証券取引所イニシアチブ(<https://sseinitiative.org/publications>)などの組織は、企業が移行計画のプロセスを作成するのを支援するため、移行計画の策定に関するガイダンスに取り組んでいる。移行計画の策定に関するその他のリソースとしては、移行計画タスクフォースの2024年版「移行計画サイクル」(<https://itpn.global/wp-content/uploads/2024/12/TransitionPlanning-Cycle.pdf>)、並びに国際標準化機構（ISO）が作成中のネット・ゼロに関する国際規格（ISO 14060）及び金融機関向けネット・ゼロ移行計画に関する国際規格（ISO 32212）が含まれる。

2.2—誰が本文書を読むべきか

戦略的目標（goal）を有していない企業

本文書は、企業の気候関連の移行に関する情報開示についてのガイダンスを提供するものであり、戦略的目標（goal）を設定していない企業を対象としていない。ただし、IFRS S2号を適用するすべての企業は、一般目的財務報告書の主要な利用者にとって有用な、気候関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供する必要があります。この情報には、企業が設定している、又は法令により設定することが要求されている目標、及びリスク管理へのアプローチなど、リスク及び機会が企業の戦略に与える影響（effects）に関する情報が含まれる。

移行計画の策定プロセス中であるか、すでに正式な移行計画を作成済の企業

移行リスク、物理的リスク、及び気候関連の機会にどのように対応するかについて戦略的目標（goal）を設定している企業は、移行計画の策定プロセス中であるか、又は別の基準若しくはフレームワーク（例えば、TPT 移行計画の策定資料の適用）を適用した正式な移行計画をすでに作成している場合がある。

本文書はこれらの企業にとって最も有用である。これらの企業は、このトピックに関する戦略的思考を発展させており、移行計画についても既にある程度なじみがあるためである。本文書は、以下の2つの点で役立つ可能性がある。

- **IFRS S2号を適用して開示すべき情報に関するガイダンス** — 戦略的目標（goal）を有し、移行計画の策定プロセスにある企業にとって、本文書は、IFRS S2号に従って開示すべき、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に関連する情報を識別するための有用な資料を提供する。
- **IFRS S2号の適用による既存の開示向上の機会** — 戦略的目標（goal）を有し、既に別の基準又はフレームワークを適用した正式な移行計画を作成済の企業にとって、本文書は、IFRS S2号に従って作成できよう、開示を向上できる場合がある。IFRS S2号を適用することにより、これらの企業は、一般目的財務報告書の利用者に対し、企業がさらされる移行リスク及び物理的リスクに関する意思決定に有用な情報を提供することとなる。また、企業は、移行計画の一環として、緩和活動又は適応活動を通じて、これらのリスクにどのように対応しているか、又は対応を計画しているかに関する情報を提供する。

2.3—IFRS S2号に従った企業の気候関連 の移行に関する情報の開示

移行計画の策定は戦略的プロセスである。IFRS S2号の戦略に関連する要求事項には、企業が戦略的目標（goal）を有する場合、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に関する情報を開示する要求事項が含まれる。IFRS S2号のそのような要求事項には、次にに関する情報開示が含まれる。

- 企業が気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、及びどのように対応する予定であるか。
- 企業のビジネス・モデルがどのように変化しているか、又はどのように変化すると見込まれるか。
- 企業が実施している、又は実施を計画しているのは、どのような直接的及び間接的な緩和及び適応の取り組み（efforts）か。
- 低炭素経済に向けた移行のために、企業がどのような計画を有しているか（該当する場合）。これには、計画作成にあたって用いた主要な（key）仮定及び計画が依拠する依存関係が含まれる。
- 企業がGHG目標（targets）を含む気候関連の目標（targets）を達成するためにどのように計画しているか。
- 企業が気候関連のリスク及び機会への対応のためにどのように資源を確保しているか、又は確保する計画であるか。
- 企業が以前に報告した計画に対してどのような進捗を遂げたか⁶。

ケース A—戦略的目標（goal）を有しているが、正式な移行計画がない企業

戦略的目標（goal）を有しているが、正式な移行計画がない企業のケースを考慮する。IFRS S2号を適用して、企業は戦略的目標（goal）をどのように適用しているかに関する情報を開示する。

これには、企業が移行リスク及び物理的リスクをどのように緩和及び適応しているか、並びに気候関連の機会にどのように対応しているかが含まれる。この情報を開示するにあたり、企業は、正式な移行計画がない場合でも、一般目的財務報告書の利用者に気候関連の移行に関する情報を提供する。例えば、IFRS S2号を適用する際に、企業は、戦略的目標（goal）をどのように適用しているかに関する情報を開示することは関連性があると決定する場合がある。この情報には、企業のビジネス・モデルの予想される（anticipated）変更、又は戦略的目標（goal）の追求に関連する、企業の予想される（anticipated）直接的及び間接的な緩和及び適応の取り組み（efforts）に関する情報が含まれる場合がある。この場合、企業は、正式な移行計画がない場合でも、気候関連の移行へのアプローチに関する情報を一般目的財務報告書の利用者に提供する。

ケース B—戦略的目標（goal）及び正式な移行計画を有する企業

戦略的目標（goal）を有し、正式な移行計画（企業が公表する場合もあるし、公表しない場合もある）を作成した企業のケースを考慮する。

企業の開示はこのアプローチを反映する。IFRS S2号を適用し、企業は次のとおり開示する。

- 移行計画を有していること及び正式な移行計画に関する情報（移行計画の作成に用いられた主要な（key）仮定に関する情報、及び移行計画が依拠する依存関係に関する情報が含まれる。）
- 戦略的目標（goal）は有しているものの正式な移行計画がない企業のケースと同様に、戦略的目標（goal）を達成する計画に関するその他の情報

6 IFRS S2号「気候関連開示」第14項を参照のこと。

IFRS S2号は、企業に移行計画の開示を要求していない。むしろ、IFRS S2号は、企業が移行計画を有している場合、その計画を達成するための戦略に関する情報を提供することを要求している。この情報を提供するにあたり、企業は、正式な移行計画を一般目的財務報告書に含めるか、又は正式な移行計画書（当該計画書が公表されている場合）を相互参照することが適切であると決定する可能性がある。

企業は、さまざまな理由から正式な移行計画を開示する場合がある。これには、次の状況が含まれる。

- 企業は、このような計画により、一箇所で移行関連のすべての情報を主要な利用者に提供することで、企業の考え方をより明確に表現できるようになると結論する（IFRS S2号の要求事項を満たす目的を含む。）。
- 特定の法域の現地の法令により、企業は正式な移行計画を開示することが要求される。

効率的な報告

気候関連の移行に関する情報を開示する際に、企業は、IFRS S2号の他の要求事項に従って開示された情報を参照する場合がある。例えば、次のいずれかの事項である場合がある。

- GHG排出に関する情報とGHG排出を削減する目標（target）とのつながりを強調する。
- レジリエンス評価が企業の気候関連の移行又は関連する開示に情報をもたらす限りにおいて、当該評価を参照する。

2.4 移行計画タスクフォースが作成した開示に特化した資料との関係

本文書は、ISSBのサステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースラインを支援することを意図している。本文書は、企業がIFRS S2号を適用する際に、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に関する高品質な情報を提供できるようにするためのガイダンスを提供する。

本文書はTPT資料に基づいており、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に関する情報の開示に関連するIFRS S2号の要求事項を適用する際に、グローバルに企業が本文書を参照できることを確実にするように、いくつかの側面が調整されている。

本文書を作成するにあたり、IFRS財団は、IFRS S2号の焦点とは異なるTPT資料の側面を調整しており、これには次のものが含まれる。

- 開示を超えた規範的な記述⁷
- 政策指向又は法域固有の声明⁸
- ISSBの使命を超える開示⁹

IFRS S2号は開示要求の提供に限定されているが、TPT資料は、気候関連の移行計画のグッド・プラクティスがカバーすべき内容に関するガイダンス、及び補完的な詳細ガイダンスも提供している。

IFRS S2号を適用する場合、移行リスク、物理的リスク及び気候関連の機会にどのように対応するかという戦略的目標（goal）を有し、それによって低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に貢献する企業は、その目標（goal）をどのように達成する計画が開示する。

7 規範的な記述は、企業がその事業をどのように管理すべきかについての期待（expectations）又は指示を示唆するものであり、例えば、開示要求を提供するのではなく、企業が移行計画をどのように準備すべきかについての記述である。

8 政策指向又は法域固有の声明は、ISSBの国際的な視野及び政策中立的な立場と矛盾する可能性がある。例えば、英国固有の法令、及びその他の手段に言及するセクター・ガイダンスの資料は、英国外で事業を営む企業にとって課題となる可能性がある。

9 ISSBの使命を超える開示には、幅広い利用者の情報ニーズを満たすことを目的とした開示が含まれる。ISSBの焦点は、一般目的財務報告書の主要な利用者、すなわち現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者に、意思決定に有用な情報を提供することである。

TPTに関する背景情報

TPTは、移行計画の開示のフレームワークを開発するために英国政府によって設立された。

- 2023年10月に、TPTは規制当局、多国間の機関、及びその他の利害関係者からの国際的なフィードバックに基づいて、開示のフレームワークを公表した。
- 2024年4月に、TPTは、7つのセクターの詳細な移行計画ガイダンス資料を含む、セクター別の資料を公表した。
- 2024年10月に、TPTは作業を完了し、解散した。

IFRS財団は、TPTが作成した開示に特化した資料（13のリソース）に関する責任を引き継いだ。低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた企業の移行に関する開示について、これらの資料は、企業を支援することができる¹⁰。

「TPT開示フレームワーク」は、IFRS S2号と整合し、IFRS S2号に基づいて設計されている。IFRS S2号には、企業の低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に関連する複数の要求事項（IFRS S2号第14項(a)(iv)における、企業が実施している気候関連の移行計画に関する情報を開示することを求める要求事項を含む。）が含まれる。

2.5—ISSB基準を適用する際の考慮事項

本文書の目的は、企業が低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に関する情報を提供するにあたり、企業の指針となることである。企業がIFRS S2号の要求事項を適用する場合、ISSB基準のより広範な要求事項も関連する。

2.5.1 一企業の気候関連の移行に関する開示に適用されるIFRS S1号の要求事項

低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に関する情報を開示する企業は、IFRS S1号の関連する要求事項を適用する。

IFRS S1の適用される要求事項は、次に関連する。

- 次のような概念的基礎
 - 忠実な表現
 - 重要性がある（material）情報及び当該情報の主要な利用者
 - 報告企業
 - つながりのある情報
- 次のような一般的な要求事項
 - 開示の記載場所
 - 比較可能な情報
 - 報告のタイミング
- 判断、測定の不確実性及び誤謬

本文書は、IFRS S1号のこれらの要求事項の主要な側面のいくつかを強調しているが、これらの要求事項のすべてを詳細に説明していない¹¹。

10 TPT資料は、「[IFRS Sustainability Knowledge Hub（IFRSサステナビリティ・ナレッジ・ハブ）](https://itpn.global)」で入手可能である。「国際移行計画ネットワーク」(<https://itpn.global>) は、移行計画の策定プロセスに関するガイダンスを含む、その他の従前の移行計画タスクフォースのコンテンツに関する責任を引き受けている。

11 企業がIFRS S2号に従って、気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示する場合に適用される、IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」の要求事項に関する教育的資料は、IFRS財団のウェブサイトでも入手可能である。
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/issb-standards/applying-ifrs-s1-reporting-only-climate-related-disclosures-accordance-ifrs-s2.pdf>

重要性がある（material）情報及び当該情報の主要な利用者

ISSB 基準を適用するにあたり、企業は短期、中期又は長期にわたり、キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要な情報を開示する。

情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、それらの報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。主要な利用者は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者である。

IFRS S2号に従い、企業の低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行について開示すべき情報を特定するにあたり、企業はIFRS S1号に定められた重要性（materiality）のアプローチを適用する。重要性（materiality）の判断は、提供されない場合、一般目的財務報告書の主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る情報に焦点を当てる。

ISSB 基準の役割は、企業が世界中の資本市場向けにサステナビリティ関連の財務情報を提供できるようにすることであり、この情報は他の多くの利害関係者にも有用である場合がある。

開示の記載場所

ISSB基準は、企業が一般目的財務報告書の一部として、サステナビリティ関連（気候関連を含む。）の開示を提供することを要求する。サステナビリティ関連の財務開示は明瞭に識別されなければならない、ISSB基準で提供が求められていない追加情報によって不明瞭にすることはできない。言い換えれば、提供される追加情報は、重要性がある（material）情報を省略したり又は誤表示したりするのと同様の影響（effect）を主要な利用者に与えるような方法で伝達することはできない。

企業は、特定の要求事項を条件に、企業が発行する別の報告書を相互参照することにより、サステナビリティ関連財務開示にISSB基準で要求される情報を含めることが許容されている。

したがって、企業は、次を前提に、自社が公表した別の報告書（例えば、正式な移行計画書）を相互参照することで、低炭素経済に向けた移行に関する情報を開示する可能性がある。

- 相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能である。
- 完全な1組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。
- サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が所在している報告書（例えば、正式な移行計画書）を明瞭に識別し、当該報告書へのアクセス方法を説明しなければならない。
- 相互参照は、当該報告書（例えば、正式な移行計画書）の正確に（precisely）特定された部分に対して行われなければならない¹²。

12 IFRS S1号第63項及びB45項からB47項を参照のこと。

2.5.2 —ビルディング・ブロック・アプローチ

ISSB基準は、一般目的財務報告書の利用者、ひいては世界の資本市場の情報ニーズを満たすため、サステナビリティ関連財務開示の包括的なグローバル・ベースラインを生み出すことを意図している。本文書は、企業がIFRS S2号を適用する際に、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に関する高品質な情報を提供できるよう、ISSBのグローバル・ベースラインを支援する情報を提供することを意図している。

企業の低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）に向けた移行に関する情報の文脈において、企業及び法域は、サステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可能であり、かつ、追加情報によって不明瞭にならない限りにおいて、より広範な利害関係者グループのニーズ又は特定の法域の情報ニーズを満たすことを目的とした情報で、IFRS S2号で要求される開示を補足することができる¹³。

例えば、法域の当局が次のことをする場合がある。

- 経済全体の移行に対する企業の貢献に関連する情報の提供のため、TPT資料をさらに充実させる。
- 法域内で事業を営む企業に対し、気候変動に関する最新の国際協定に沿って、GHG目標（targets）がどのようにして地球温暖化を1.5℃に抑えることを可能にするかについての情報を開示することを要求する。

13 IFRS S1号第62項を参照のこと。

セクション3—IFRS S2号における開示要求の適用方法

セクション2「本ガイダンス文書について」において説明したように、移行リスク、物理的リスク及び気候関連の機会にどのように対応し、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）への移行にどのように貢献するかについての戦略的目標（goal）を有する企業は、IFRS S2号の複数の要求事項を適用して、当該目標（goal）を達成するための計画に関する情報を開示する。

本セクションは、次のことをしている。

- 戦略的目標（goal）を有する企業に適用される、企業の気候関連の移行に関するIFRS S2号の開示要求を識別する。
- 企業が気候関連の移行に関する関連する情報を開示することを支援するために、例示を含むガイダンスを提供する。

本ガイダンスは、IFRS S2号の**要求事項に追加したり、これを他の形で変更したりするものではない**。

本セクションは、次に関連するコア・コンテンツを中心に構成されているIFRS S2号の要求事項と同じ方法で体系化されている。

- ガバナンス
- 戦略
- 指標及び目標¹⁴

各コア・コンテンツ要素について、本セクションでは次のことをしている。

- 企業の気候関連の移行に関するIFRS S2号の開示要求を識別する。
- 企業がこれらの要求事項をどのように適用する場があるかを説明する。

本セクションには、企業がTPTによって作成されたセクター・ガイダンス文書15の一部である7つのセクターのいずれかで事業を営む場合に考慮する場合のある側面の例が含まれる。

これらのセクターは次のとおりである。

	アセット・マネジャー
	アセット・オーナー
	銀行
	電気事業者及び発電事業者
	食品及び飲料
	金属及び鉱業
	石油及びガス

14 リスク管理に関連するIFRS S2号の要求事項には、企業の気候関連の移行に関する開示に関連する具体的な側面が含まれていないため、本文書ではリスク管理のコア要素については説明しない。

15 TPTセクター・ガイダンス文書は、7つのセクターのいずれかで事業を営む企業が移行計画に関する情報を開示するにあたり考慮する場合がある側面を詳細に分析している。セクション4「セクター・サマリー」は、追加のセクター固有の資源に言及している。

3.1ーガバナンス

本セクションは、次のことをしている。

- ・ 企業の気候関連の移行に関する情報の開示に関連する、IFRS S2号におけるガバナンス関連の開示要求を識別する¹⁶。
- ・ 企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

本セクションは、「TPT開示フレームワーク」の開示サブ要素、5.1 取締役会の監督及び報告、5.2 経営者の役割、責任及び説明責任、5.4 インセンティブ及び報酬、並びに5.5 スキル、コンピテンシー及び研修に基づいている（付録B 図表1ー「IFRS S2号とTPT開示フレームワークのマッピング」参照）。

IFRS S2号第5項

ガバナンスに関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第6項

この目的を達成するため、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

- (a) 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関（取締役会、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある。）又は個人。具体的には、企業は、その機関又は個人を特定し、次の事項に関する情報を開示しなければならない。
 - (i) 気候関連のリスク及び機会に関する責任が、その機関又は個人に適用される、付託事項、使命、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
 - (ii) その機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかを、どのように判断しているか
 - (iii) その機関又は個人に、気候関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報がもたらされているか

続く ...

¹⁶ 本セクションでは、指標及び目標のコア要素内でIFRS S2号に提示されているが、企業の気候関連の移行に関連するガバナンスに関する開示にも関連する開示要求についても検討する。

IFRS S2号の要求事項

- (iv) その機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する当該企業的意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか（その機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む。）
- (v) その機関又は個人が、気候関連のリスク及び機会に関連する目標（targets）の設定をどのように監督し、それらの目標（targets）に向けた進捗をどのようにモニタリングしているのか（第33項から第36項参照）（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、また、含まれている場合、どのように含まれているかを含む（第29項(g)参照）。）
- (b) 気候関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いる、ガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割。これには、次の事項に関する情報を含む。
 - (i) 当該役割が具体的な経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されているかどうか、及び当該地位又は委員会に対し、どのように監督が実施されているか
 - (ii) 経営者が、気候関連のリスク及び機会の監督を支援するために、統制及び手続を用いているかどうか、また、用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか

IFRS S2号第29項

企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。

- (g) 報酬—企業は、次の事項を開示しなければならない。
 - (i) 気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれているかどうか、また、組み込まれている場合、どのように組み込まれているのかについての記述（第6項(a)(v)も参照）
 - (ii) 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結び付いているもののパーセンテージ

IFRS S2号第34項(b)

企業は、目標（target）のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ、及び目標（target）のそれぞれに対する進捗をどのようにモニタリングするかに関する情報を開示しなければならない。これには、次の事項を含む。

- (b) 目標（target）をレビューする企業のプロセス

...

3.1.1 一戦略的目標（goal）に責任を負う機関または個人

企業が気候関連の移行に関連する戦略的目標（goal）をどのようにレビュー及び承認するか、並びにその戦略的目標（goal）に対する責任がどのように反映されるかに関する情報を提供するにあたり、例えば、付託事項、使命及び役割の記述において、企業は、当該戦略的目標（goal）について説明責任を負う、関連するガバナンス機関又は小委員会の特定のメンバーを指名しているかどうかを開示することに関連性があると判断する場合がある。

戦略的目標（goal）の作成、目標（target）設定の監督及び目標（target）に向けた進捗のモニタリングにおいて、ガバナンスのプロセスがいかに効果的であるかを示すにあたり、企業は、レビュー、承認及びモニタリングのために当該機関又は個人が使用する方法に関する情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。

当該機関又は個人が企業の戦略を監督するうえで戦略的目標（goal）をどのように考慮するかについての開示は、戦略的目標（goal）が企業の戦略及びより広範な意思決定にどの程度統合されているかを企業が伝達するのに役立つことになる。企業は、他の意思決定及び他の活動の監督において、当該機関又は個人が戦略的目標（goal）をどの程度考慮するかについての情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。例えば、次の場合がある。

- ビジネス戦略及びリスク管理プロセスのレビュー及び指導
- 主要な取引及び活動計画に関する意思決定
- 予算の設定
- 業績目標の定義付け

3.1.2 一戦略的目標（goal）のために用いられるプロセスにおける経営者の役割

戦略的目標（goal）の定義における機関又は個人の役割に関する情報を開示するにあたり、企業は、次に関する情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。

- 戦略的目標（goal）の適用に責任を負う個人が、戦略的目標（goal）のビジネス横断的なオーナーシップを促進するために、さまざまなチーム及び機能からどのように集められているか。
- 戦略的目標（goal）に関連する課題又は懸念が、関連するガバナンス機関又は個人に伝達されることを可能にするために、どのようなエスカレーション・プロセスが実施されているか。

企業がその戦略的目標（goal）の監督を支援するための統制及び手続を整備している場合、企業は、次を開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 内部監査などの内部保証機能によって、戦略的目標（goal）及び目標（goal）に対する進捗をモニタリングするために使用される統制に関する情報、及びその統制が他の機能とどのように統合されているか
- 企業の戦略的目標（goal）に関する開示の側面が外部から保証又は検証されているかどうかに関する情報。また、外部から保証又は検証されている場合は次の情報。
 - 保証又は検証の性質
 - 保証又は検証される主題

戦略的目標（goal）が株主の承認を必要とするかどうかに関する情報を提供するにあたり、企業は、意思決定が投票を必要とするかどうかを開示することに関連性があると判断し、投票が必要な場合には、その投票が拘束力を有するか又は助言的であるかを開示することに関連性があると判断する場合がある。

3.1.3 一戦略的目標（goal）と結び付いたインセンティブ及び報酬

戦略的目標（goal）に関連する指標に結び付いている経営者の報酬の割合に関する情報を開示するにあたり、そのアプローチは、企業の経営者の母集団によって異なる場合がある。そのような場合には、平均又は範囲の開示は、企業の実務の要約において関連する情報を提供する場合がある。

全従業員の報酬及びインセンティブ構造が戦略的目標（goal）と整合しているかどうか、また、整合している場合に、どのように整合しているかを記述するにあたり、企業は、次のものを含めることに関連性があると判断する場合がある。

- 報酬及びインセンティブ構造が全ての労働力（workforce）に関連しているか、一部の役割又はチームにのみ関連しているかどうかに関する情報
- 用いた指標
- 業績連動報酬が指標と整合している従業員の割合又は数
- 指標が存在するインセンティブ手段（例えば、年次ボーナス又は長期インセンティブ・プラン（又はこの両方））

3.1.4 一戦略的目標（goal）を適用するためのスキル、コンピテンシー及び知識

低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）への移行に関連する戦略的目標（goal）を達成するための適切なスキル、コンピテンシー及び知識を有しているかどうかをどのように評価するかについての情報を開示する企業は、次の事項に関する情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。

- 成功裏に活動するために必要なスキル及び知識をどのように評価したか
- 識別されたニーズに対してスキル及び知識をどのようにマッピングしたか
- どのような重要な（important）スキル及び知識のギャップを識別したか

これらのスキルを習得又は開発するために実施している、又は実施する計画の活動に関する情報を開示する企業は、次に、次の情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。

- 採用活動の取組み（efforts）
- 労働力（workforce）のスキル向上のための内部研修プログラム及びその他の取組み（efforts）

ガバナンス機関又は個人及び経営者にスキル、コンピテンシー及び知識へのアクセスを提供するために実施している、又は実施を計画している活動に関する情報を開示する企業は、次に、次の情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。

- 取締役会の有効性評価
- 内部又は外部の研修又はエンゲージメント・セッション
- 気候関連の移行課題に関する定期的なブリーフィング

例1—石油及びガス・セクター



スキル、コンピテンシー及び知識

この例は、石油及びガス・セクターで事業を営む企業が戦略的目標（goal）を適用するために必要なスキル、コンピテンシー及び知識について開示することに関連性がある可能性のある情報の一部を示している。

企業は、次のものを開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 戦略的目標（goal）を達成するために労働力（workforce）（請負業者を含む。）の構成に対して計画されている変更に関する情報。必要な技術的役割の変更特に言及する。
- 戦略的目標（goal）を達成するために経営者及びより広範な労働力（workforce）が受けている、又は受けることを計画している研修又は教育（又はこの両方）に関する情報。事業領域全体にわたる事業及びビジネス・モデルの変更に明確に言及する。目標（goal）に応じて、情報は次のような事業領域に言及する場合がある。
 - メタン排出の削減
 - 緊急性のない（non-emergency）フレアリング及びベントの排除
 - 低炭素及びゼロ・カーボン電力を用いた事業施設の電化
 - 精油所における低排水素の使用拡大
 - 石油及びガスパロセスへの炭素回収、利用及び貯蔵の導入
 - 二酸化炭素除去の提供又は利用（又はこの両方）
 - 低炭素燃料を生産するためのインフラの設置
 - 低炭素及びゼロ・カーボン電力を生成するためのインフラの設置

3.2—戦略

本セクションは、次のことをしている。

- 企業の気候関連の移行に関する情報の開示に関連する、IFRS S2号における戦略関連の開示要求を識別する。
- 企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

本セクションは、「TPT開示フレームワーク」の要素 1. 組織、2. 適用戦略及び3. 対話戦略に基づいている(付録B図表 1—「IFRS S2号とTPT開示フレームワークのマッピング」参照)。

IFRS S2号第8項

戦略に関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。

IFRS S2号第9項(a)

具体的には、企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

- (a) 企業の見通しに影響を与える (affect) と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会 (第10項から第12項参照)

...

気候関連の移行の戦略的性質を考慮すると、企業がこのコア・コンテンツ要素について考慮すべき内容は、ガバナンス並びに指標及び目標 (targets) よりも多い。本セクションでは、次を扱う。

- 企業が正式な移行計画を有する場合に適用される IFRS S2号の開示要求事項 (セクション3.2.1「気候関連の移行計画」を参照)
- 次に関するIFRS S2号の戦略セクションのその他の要求事項:
 - ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン (セクション 3.2.2「ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン、緩和及び適応の取組み (efforts)」を参照)
 - 戦略及び意思決定 (セクション3.2.3「気候関連の目標 (targets) を達成するための計画」及びセクション 3.2.4「戦略目標 (goal) の適用のための資金調達」を参照)
 - 財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー (セクション 3.2.5「戦略的目標 (goal) の適用が企業の財政状態に及ぼす影響 (effects)」、セクション3.2.6「戦略的目標 (goal) の適用が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響 (effects)」、及びセクション 3.2.7「現在及び予想される (anticipated) 財務的影響 (effects) に関する定量的又は定性的情報 (又はこの両方)」を参照)
 - 気候レジリエンス (セクション3.2.8「シナリオ分析」を参照)

3.2.1 一気候関連の移行計画

本セクションは、企業が低炭素経済への移行のために作成した正式な移行計画に関連するIFRS S2号の開示要求を識別し、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。企業が設定した戦略的目標（goal）の種類に応じて、企業の気候関連の移行計画に関する情報は異なる場合がある。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第9項(c)

具体的には、企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

...

- (c) それらの気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）（当該企業の気候関連の移行計画についての情報を含む。）（第14項参照）

...

IFRS S2号第14項(a)(iv)

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 企業が、企業自身の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるか（企業が設定した気候関連の目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）をどのようにして達成する計画であるかを含む。）に関する情報。具体的には、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

...

- (iv) 企業が気候関連の移行計画を有している場合の当該移行計画（移行計画の作成に用いた主要な（key）仮定及び移行計画が依拠する依存関係に関する情報を含む。）

...

移行計画の依存関係

企業の移行計画は依存関係を有する場合がある。依存関係は、企業の移行計画を適用するための重要な（critical）要素及び条件である。

このような依存関係には、次のものが含まれる場合がある。

- 企業の労働力（workforce）への依存関係（例えば、企業の事業の変更を成功裏に実施する労働者の能力）
- 特定の生態系サービスへの依存関係（例えば、水の利用可能性、水質の規制、又は洪水などの危険の規制）
- 企業がGHG排出目標（targets）を達成するために必要な排出除去技術への依存関係
- 企業が移行計画を適用するために必要な最低限の資源利用可能性への依存関係

そのような依存関係を識別し、評価し、考慮に入れたかどうか、また識別し、評価し、考慮に入れた場合、どのように識別し、評価し、考慮に入れたかに関する情報を提供する企業は、次に関する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。

- どの依存関係を識別したか
- 範囲及び方法論を含め、これらの依存をどのように評価したか（例えば、評価においてどのビジネス運営を考慮したか）
- 戦略的目標（goal）においてこれらの依存関係をどのように考慮したか。これには、それらの依存関係がどのように目的及び優先順位の変更をもたらす場合があるかを含む。

例2—食品及び飲料セクター



移行計画の依存関係

この例は、食品及び飲料セクターで事業を営む企業が、移行計画が依拠する依存関係について開示することに関連性がある可能性のある情報の一部を示している。

企業は、次のようなバリュー・チェーンにおける生産者への依存関係に関連する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 事業の広範な地理的フットプリント
- 季節労働及び不法労働（undocumented work）の普及
- バリュー・チェーンにおける小規模農家及び自営農家の割合

移行計画の作成に用いられる主要な（key）仮定

移行計画の作成に用いられる主要な（key）仮定は、企業の規模、セクター及び地理的所在地により、企業によって異なる可能性が高い。

IFRS S2号は、企業が移行計画の作成に用いた主要な（key）仮定に関する情報を提供することを要求している。この要求事項を満たすにあたり、企業は、主要な（key）仮定が発生すると予想される期間に関する情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。

企業が採用したアプローチに応じて、企業は、次に関する主要な（key）仮定を開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 政策及び規制措置（例えば、研究開発に対する既存若しくは将来の補助金、需要サイドの行動に対するインセンティブ、又は気候への適応に対する政府の活動）
- 脱炭素化（例えば、グリッドの脱炭素化の速度又は重要な（important）低炭素インプットの大規模な（at scale）利用可能性）
- マクロ経済動向（例えば、労働力の利用可能性、借入コスト、インフレ率又は金利）
- ミクロ経済及び財務要因（例えば、ファイナンスの利用可能性、相対価格、資本コスト、主要な活動の利益率、又は固定資産の取得、維持及び更新のために予想される資本的支出の必要性）
- 技術開発（例えば、技術革新の速度又は重要な技術のコスト）
- データの信頼性（例えば、資産の所在地、物理的リスク及び移行リスクへのエクスポージャー、又は排出データに関する情報）
- 顧客及び消費者の需要のシフト（例えば、新規の及び既存の製品及びサービスに対する需要予測）
- 短期、中期及び長期にわたる気温変化のレベル
- 気候変動の物理的影響（impacts）並びにその地域的及び空間的影響（implication）（例えば、降水パターン、水の利用可能性、気温及び極端な気象事象の予想される変化、並びにこれらの変化が資産又はサプライ・チェーン（又はこの両方）に与える予想される影響（impacts））
- 適応の取組み（efforts）の有効性及び適応の考えられる限界（例えば、降水パターンの変化、干ばつ、洪水、熱波及びその他の極端な気象事象に対する資産又はサプライ・チェーンのレジリエンス（又はこの両方））

例3A—電気事業者及び発電事業者セクター



移行計画の作成に用いられた主要な（key）仮定

この例は、電気事業者及び発電事業者セクターで事業を営む企業が、移行計画の作成において用いた主要な（key）仮定について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、次について用いた主要な（key）仮定を開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 設備及び材料の利用可能性
- 許可及びグリッド・アクセス
- 電気の需要及び価格

例3B—金属及び鉱業セクター



移行計画の作成に用いられた主要な（key）仮定

この例は、金属及び鉱業セクターで事業を営む企業が、移行計画の作成において用いた主要な（key）仮定について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、次について用いた主要（key）な仮定を開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 材料の需要
- 材料生産が依存する天然資源（鉱物は除く）の入手可能性及び価格（例えば、水、土地、尾鉱及び廃棄物管理）
- 事業の変更（例えば、鉱山の開始又は閉鎖）
- 系統電力ミックス又は炭素排出原単位（又はこの両方）
- 他のエネルギー・インプットの排出原単位
- 持続性及び漏洩に関連する仮定を含む、GHG中和の取組み（measures）の期待される役割

3.2.2 —ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン、緩和及び適応の取組み（efforts）

本セクションは、企業の気候関連の移行が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに及ぼす影響（effect）、並びに企業の気候関連の移行に伴う緩和及び適応の取組み（effort）に関するIFRS S2号の開示要求を識別する。本セクションでは、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスも提供する。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第9項(b)

具体的には、企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

...

- (b) それらの気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）（第13項参照）

...

IFRS S2号第13項

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）の記述
- (b) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスク及び機会が集中しているか（例えば、地域、施設及び資産の種類）の記述戦略及び意思決定

IFRS S2号第14項(a)(i)–(iii)

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 企業が、企業自身の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるか（企業が設定した気候関連の目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）をどのようにして達成する計画であるかを含む。）に関する情報。具体的には、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。
 - (i) 気候関連のリスク及び機会に対処するための企業のビジネス・モデル（資源配分を含む。）に対する現在の及び予想される（anticipated）変更（例えば、これらの変更には、炭素、エネルギー又は水を多用する事業を管理又はやめる計画、需要又はサプライ・チェーンの変化から生じる資源配分、資本的支出又は研究開発に関する追加的支出を通じた事業開発から生じる資源配分、及び買収又はダイベストメントを含む。）

続く ...

IFRS S2号の要求事項

- (ii) 現在の及び予想される（anticipated）直接的な緩和及び適応の取組み（例えば、生産プロセス又は設備の変更、施設の移転、労働力（workforce）の調整、及び製品仕様の変更を通じて）
- (iii) 現在の及び予想される（anticipated）間接的な緩和及び適応の取組み（例えば、顧客及びサプライ・チェーンとの協働を通じて）

...

ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン

企業のビジネス・モデルがどのように変化しているか、又は変化すると予想されるかに関する情報を提供するにあたり、企業は、次に関する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 次のような下流の変化
 - 企業が提供する製品及びサービスのポートフォリオの変化（例えば、石油及びガスの生産から再生可能電力の生成及び小売への移行、又は「ファスト」ファッションの製品ポートフォリオから「スロー」ファッションの製品ポートフォリオへのシフト）
 - 特定の市場への参入又は撤退
- 次のようなビジネス・モデル内の変化
 - 企業のオフィス・スペースの縮小又は撤去（例えば、サービス業がオフィスを売却して完全に「リモート」になる。）
 - 顧客との交流に使用されるチャネル又は方法の変更（例えば、小売業者が実店舗を閉鎖してオンラインのみとする）
 - 「自社」サイトの電気及び燃料の使用の変更（例えば、再生可能電源への移行又はGHG排出の少ない又は無い燃料を機械の動力とする）
 - 投資戦略の変更（例えば、資産の移行又は気候の解決に大きな焦点を当てた投資戦略への移行）
 - 生産又は流通技術の変更（例えば、ディーゼル燃料車を段階的に廃止し、電気自動車に置き換える）
- 次のような上流の変化
 - 製品設計、必要なインプット又は調達方針の重大な（significant）変更による新しいサプライ・チェーンへの移行
 - 企業のバリュー・チェーンの地理的範囲の変更

例4A—金属及び鉱業セクター



ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン

この例は、金属及び鉱業セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行がビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響（effects）について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、次のものを開示することに関連性があると判断する可能性がある。

- 非事業用資産、ジョイント・ベンチャー及びその他の少数株主持分が戦略的目標（goal）に含まれているかどうか、また含まれている場合、どのように含まれているか、及びGHG排出の評価においてこれらの側面を考慮するためにとられたアプローチ
- 非事業用資産、ジョイント・ベンチャー及び少数株主持分の戦略的目標（goal）との整合性を評価するためのアプローチに関する情報
- 実物取引事業において予想される（anticipated）戦略的変更

例4B—石油及びガス・セクター



ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン

この例は、石油及びガス・セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行がビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響（effects）について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、気候関連の移行が次に与える影響（effects）を開示することに関連性があると判断する可能性がある。

- 上流の石油又はガス事業（又はこの両方）
- 中流の石油又はガス事業（又はこの両方）
- 下流の石油又はガス事業（又はこの両方）
- 未対策の（unabated）石油又はガス資産（又はこの両方）の管理された段階的廃止
- 炭素回収、利用及び貯蔵の提供又は使用（又はこの両方）
- 二酸化炭素除去の提供又は使用（又はこの両方）
- 低炭素燃料の生産
- 低炭素及びゼロ炭素の発電

直接的な緩和及び適応の取組み（effort） — ビジネス運営、製品及びサービス、方針及び条件

ビジネス運営

ビジネス運営において企業が行っている、又は行うことを計画している短期、中期及び長期の活動に関して、企業のビジネス運営に関連する注目すべき（notable）活動は、次に関連する場合がある。

- 生産プロセス又は設備（例えば、生産プロセスへのより少ない又はゼロGHG排出の技術の組み込み及びエネルギー効率の改善のための活動）
- 労働力（workforce）調整（例えば、対面での会議及び出張を減らすための行動、又は労働者のスキル向上のための活動）
- サプライ・チェーン及び調達（例えば、より強力な気候変動へのコミットメントを有するサプライヤーから製品を調達するための活動、GHG排出フットプリントの少ない代替的な財若しくは原材料の調達のための活動、又はサプライ・チェーンの移転若しくは多様化のための活動）
- オフィス及び事業の所在地（例えば、よりエネルギー効率の高いオフィス・スペースへの移転、又は再生可能エネルギーの供給がより確実な地域への事業の移転）
- 気候の変化から生じるリスクにさらされている資産の管理（例えば、極端な暑さに対するオフィス・スペース、又は洪水若しくは干ばつのリスクに対する生産施設のレジリエンスを強化するための活動）

企業は、将来の計画された活動に付随する不確実性の大きさを反映して、中期的又は長期的に計画している活動よりも、短期的に計画している活動について、より詳細な情報を合理的に提供する場合がある。

企業はまた、一般目的財務報告書の利用者が提供された情報を文脈化するのに役立つ追加的な情報を開示する。例えば、企業が、そのビジネス・モデルに最も関連する物理的資産に関する情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。これには、一般目的財務報告書の利用者が企業のGHGエネルギー集約型資産を管理又は段階的に廃止する計画の信頼性（credibility）及び包括性を評価するのに役立つ詳細が含まれる。このような詳細には、正確な地理的位置、所有割合、生産タイプ、生産能力、技術、年数、残存動作寿命が含まれる可能性がある。

例5A—電気事業者及び発電事業者セクター



直接的な緩和及び適応の取組み（efforts）—ビジネス運営

この例は、電気事業者及び発電事業者セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行の一環としてビジネス運営において実施している、又は実施する計画の活動について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、次のものを開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 企業の将来の発電ミックスにおける各発電タイプの役割
- 強制的な段階的廃止の対象となる企業の発電ポートフォリオの部分
- 未対策の（unabated）天然ガス発電に関連する企業の計画された活動。これには、企業が削減し、この活動から撤退することを可能にする活動を含む。
- 未対策の（unabated）石炭を段階的に廃止するための企業の計画された活動。これらの活動が国又は地方の方針又は目標（targets）によってどの程度影響を受けている（influenced）かを含む。

例5B—食品及び飲料セクター



直接的な緩和及び適応の取組み（efforts）—ビジネス運営

この例は、食品及び飲料セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行の一環としてビジネス運営において実施している、又は実施する計画の活動について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、次のものを開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 企業が加工及び製造活動において実施している、又は実施する計画の短期、中期及び長期の活動に関する情報。これには、リサイクル性が高く、リサイクル含有物を有する持続可能な包装材料の調達が含まれる場合がある。
- 企業が小売及び流通活動の中で実施している、又は実施する計画の短期、中期及び長期の活動に関する情報。これは次のようなものである。
 - 物流フリートの電気自動車への移行
 - サイト内での電気自動車充電の展開及びバス停などの公共交通インフラの統合の支援
 - 例えば、冷媒を地球温暖化係数の低い代替品への置き換えによる冷媒排出の削減、モニタリング及び効率性の取組み（measures）による漏洩の低減、及び、例えば、温度の最適化を通じた冷却エネルギー必要量の削減
 - 調達情報を提供するための気象予報の使用及びレジリエンスを高めるためのインプット・サプライヤーの多様化
 - 廃棄物のモニタリング及び調達イニシアチブを通じた事業上の食品廃棄物の削減

製品及びサービス

企業が製品及びサービスのポートフォリオを変更するために実施している、又は実施を計画している短期、中期及び長期の活動に関する情報を提供するにあたり、企業が開示することに関連性があると判断する場合がある、現在及び計画中的変更の例には、次のものが含まれる。

- ポートフォリオにおける低GHG排出製品及びサービスの割合の増加（例えば、クリーン技術を用いて生産された製品又は低GHG排出インプット、新規グリーン金融商品若しくは移行関連の金融商品又は低GHG排出資産への投資の増加）

- 高GHG排出製品及びサービスを段階的に廃止する計画（例えば、溶鉱炉を電気炉に置き換える計画、又は従来の内燃機関を搭載した車両の販売を段階的に廃止する計画）

企業が製品及びサービスを分類又は定義するために使用したタクソニ、ツール、方法論又は定義に関する詳細は、企業の開示の文脈を提供するのに役立つ場合がある。

例6A—銀行セクター



直接的な緩和及び適応の取組み（efforts）—製品及びサービス

この例は、銀行セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行の一環として、商品及びサービスのポートフォリオを変更するために実施している、又は実施を計画している活動について開示することに関連性がある可能性のある情報の一部を示している。

企業は、気候又はサステナビリティに結び付く金融商品を提供しているか、又は提供を計画しているかどうかを開示することに関連性があると判断する場合がある。これには、企業がこれらの商品を気候又はサステナビリティに結び付くものとして分類するために使用した、基礎となるタクソニ、ツール、方法論又は定義の記述が含まれる。

例6B—食品及び飲料セクター



直接的な緩和及び適応の取組み（efforts）—製品及びサービス

この例は、食品及び飲料セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行の一環として製品及びサービスのポートフォリオを変更するために実施している、又は実施を計画している活動について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、現在及び予想される（anticipated）活動に関する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。これには次のものを含める場合がある。

- 次のことにより、製品ポートフォリオをGHG排出の少ない食品及び飲料製品にシフトする。
 - 既存製品の変更（例えば、ある製品を同じタイプの認証された低GHG排出製品への置き換え）
 - 製品ポートフォリオの構成の変更（例えば、植物由来の製品の割合の増加）
- 新製品及びレシピの革新及び設計（例えば、土壌の健康を維持し、GHG排出を削減する豆ベースのシリアル設計）
- 既存の生産システムからの副産物の開発（例えば、肥料からのバイオガス又はアグロフォレストリー（agroforestry）からの木の実及び種子）
- より多くの季節的又は地元で生産された農産物をポートフォリオに含める
- 気候関連ラベルを使用して、顧客に低GHG排出製品の摂取を奨励する
- 製品ラベル（例えば、賞味期限及び使用期限）の修正、食品保管ガイダンス、包装の改善による食品廃棄物の削減
- 製品包装のリサイクル又は回収イニシアチブの導入
- マーケティング及び在庫の決定におけるサステナビリティ・データ（例えば、GHG排出）の使用

方針及び条件

戦略的目標（goal）を適用するために、企業は方針及び条件を作成する、又は作成を計画する場合がある。

企業は、戦略的目標（goal）の達成に重要な（important）貢献をすることが期待される方針及び条件に関する情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。これらの方針及び条件は、企業のセクター、ビジネス・モデル、戦略的目標（goal）、全体的な適用及び対話戦略によって異なる。

企業が対象とする場合がある事項の例には、次のものが含まれる。

- エネルギーの使用
- GHG集約型資産の段階的廃止
- 調達又はサプライヤーにおける気候関連の考慮事項
- 融資又は投資活動における気候関連の考慮事項（例えば、閾値、目標（targets）又は制限）
- 気候変動への適応及びレジリエンスの構築

- サプライヤーとの対話
- ポートフォリオ・エンゲージメント
- 土地利用及び土地管理の変更（例えば森林減少）
- 自然環境への潜在的な悪影響（adverse impact）を緩和するためのセーフガード
- 人権
- 労働基準
- 社会的公平性の進歩又は潜在的な社会的悪影響（adverse impact）の緩和（例えば、コミュニティにおける）

記述された方針及び条件の適切な文脈を提供するために、企業は、方針の目的、方針が関連する活動の性質及び範囲（例えば、特定のビジネス・ラインへの適用方法）、方針が適用される期間、方針がどのように監督されるか、並びに戦略的目標（goal）の達成に対する方針の貢献度を評価するために企業が使用する指標及び目標（targets）を開示することに関連性があると判断する場合がある。

例7A—資産運用セクター



直接的な緩和及び適応の取組み（efforts）—方針及び条件

この例は、資産運用セクターで事業を営む企業が、戦略的目標（goal）の達成に重要な（important）貢献をすると期待する方針及び条件について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、排出集約型の（例えば、石炭、石油及びガスの燃焼、並びに森林伐採）又は気候関連のリスクに対して脆弱な（例えば、沿岸部及び洪水の多い地域でのインフラ事業、並びに干ばつの影響を受けやすい地域での農業慣行）セクター及び活動に関連する投資活動を管理するために使用している、又は使用を計画しているあらゆる方針に関する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。これには、関連する除外方針（exclusion policy）又は管理された段階的廃止計画（又はこの両方）が含まれる。

例7B—食品及び飲料セクター



直接的な緩和及び適応の取組み（efforts）—方針及び条件

この例は、食品及び飲料セクターで事業を営む企業が、戦略的目標（goal）の達成に重要な（important）貢献をすると期待する方針及び条件について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、次に関連して、自らが使用している又は使用を計画している方針及び条件に関する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 森林減少及び土地転換。これには、森林減少リスクの高い具体的なコモディティ（例えば、大豆、牛肉、乳製品、皮革、ヤシ、及び木材）。
- 農業慣行によるGHG排出を最小化するための持続可能な土地利用及び管理
- 農業保証（例えば、サステナビリティ情報の監査及び検証）
- サプライヤーからの財の調達（例えば、気候に関する必要な認証及びサプライヤー・オンボーディング）
- 購入のトレーサビリティ（例えば、家畜のライフサイクル全体）
- 輸送及び貯蔵サービスの調達
- 包装（例えば、使い捨て材料、材料のリサイクル可能性、及び特定材料）
- サプライ・チェーン及び事業における食品ロス及び食品廃棄

間接的な緩和及び適応の取組み（effort）

—対話戦略

移行リスク、物理的リスク、気候関連の機会に対する企業の対応策の作成には、例えば企業のバリュー・チェーンとの対話が含まれる。バリュー・チェーンとは、企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境との相互作用、資源及び関係の全範囲を指す。

一部の企業は、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）への移行に関連する事項について、さまざまな関係者と対話する、又は対話を計画する場合がある。これらの関係者には、産業における相手方、政府、規制当局、公共部門組織、地域社会及び市民社会が含まれる場合がある。

企業は、戦略的目標（goal）の達成に貢献する対話活動に関する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。例えば、緩和及び適応の取組み（efforts）を発展させるための対話である。

他の企業との対話に関連する企業の優先順位は、戦略的目標（goal）によって異なる場合がある。戦略目標の達成に向けた貢献を最大化するために、企業が対話活動にどのように優先順位を付けているかについての説明の一部として、企業は、ステークホルダー・マッピングを開示することに関連性があると判断する場合がある。

企業は、次のいずれかの企業との対話をどの程度優先しているかを開示することに関連性があると判断する場合がある。

- 企業の「スコープ3」GHG排出量の最大の割合に対応する企業
- 最大の影響力（influence）を持つ企業
- ビジネス上重要な（critical）プロセスに関連する企業
- 戦略的目標（goal）の達成が依存している主要な外部要因に対して支配、責任又は影響力（influence）を持つ企業（例えば、移行リスク、物理的リスク及び気候関連の機会に対応するために必要な技術を開発しているサプライヤー）
- 追加のサポートを必要とする小規模なサプライヤー又は顧客

企業が開示することに関連性があると判断する場合がある、企業のバリュー・チェーンに関連する現在の及び計画中の対話活動の例には、次のものが含まれる。

- バリュー・チェーンに沿った個人及び組織からのデータ及び情報の要求
- 排出の削減又は信頼できる戦略的目標（goal）の作成及び適用をサプライヤーに奨励するための取組み（initiative）
- 企業の戦略的目標（goal）に関連する森林減少、土地転換又は人権課題の緩和（alleviate）を支援するためにサプライヤーと共に実施する作業
- より持続可能な消費の選択を奨励するための顧客との対話

例8A—アセット・オーナー・セクター



間接的な緩和及び適応の取組み（efforts）—対話戦略

この例は、アセット・オーナー・セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行に関連する対話戦略について開示するために関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、例えば、他の企業にそのバリュー・チェーンの中で低炭素の選択を促すことによって、気候関連の移行に貢献する対話活動に関する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。これらの活動には、次のものとの対話が含まれる場合がある。

- アセット・マネジャー（内部及び外部）
- 被投資会社
- 受益者
- ソブリン債の発行体
- インデックス・プロバイダー、投資コンサルタント、証券取引所、信用格付機関、代理アドバイザー、データ・プロバイダーを含む金融サービス・プロバイダー

例8B—銀行セクター



間接的な緩和及び適応の取組み（efforts）—対話戦略

この例は、銀行セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行に関連する対話戦略について開示することに関連する可能性がある情報の一部を示している。

企業は、次のものとの対話に関する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。

- GHG排出の多いセクター又は気候関連リスクに対して脆弱なセクターの顧客
- 排出の多い資産又はエネルギー集約型資産を保有し、当該資産の改修、管理された段階的廃止及又は責任ある廃棄を支援する顧客排出の多い資産又はエネルギー集約型資産を保有し、当該資産の改修、管理された段階的廃止及又は責任ある廃棄（又はこれらのすべて）を支援する顧客
- インデックス・プロバイダー、投資コンサルタント、証券取引所、信用格付機関、代理アドバイザー、データ・プロバイダーを含む金融サービス提供者

例8C—食品及び飲料セクター



間接的な緩和及び適応の取組み（efforts）—対話戦略

この例は、食品及び飲料セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行に関連する対話戦略について開示することに関連性がある可能性がある情報の一部を示している。

企業は、技術及び手法を開発するための協力に関連して実施している、又は実施を計画している対話活動に関する情報を開示することに関連性があると判断する場合がある。これには次のものが含まれる場合がある。

- 気候への影響が低い穀物及び家畜（例えば、腸内からの排出を減らす飼料添加物）の研究開発における協力及び共同投資
- 低GHG排出冷媒及びより効率的な冷却インフラを開発するためのコールド・チェーン及び冷媒供給業者との協力
- ゼロ・エミッション物流を支援するための物流業者との協力
- 包装業者やリサイクル業者との協力（例えば、循環性の向上、製品設計の改善、及び廃棄物の削減）
- GHG排出量の少ない肥料を生産し、適用方法を改善するための肥料生産者との協力

3.2.3 一気候関連の目標（targets）を達成するための計画

本セクションは、企業が気候関連の目標（targets）をどのように達成する予定であるかに関連するIFRS S2号の開示要求を識別し、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第14項(a)(v)

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

(a) 企業が、企業自身の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるか（企業が設定した気候関連の目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）をどのようにして達成する計画であるかを含む。）に関する情報。具体的には、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

...

(v) 第33項から第36項に従って記述された、気候関連の目標（targets）（温室効果ガス排出目標（targets）を含む。）がある場合、企業は、当該目標（targets）をどのように達成することを計画しているか

...

目的及び優先順位付け

企業が物理的リスク、移行リスク及び気候関連の機会にどのように対応し、低炭素経済又は気候レジリエントな経済（又はこの両方）への移行に貢献するかという戦略的目標（goal）を有している場合、当該戦略には次の側面が含まれる場合がある。

- スコープ1、スコープ2及び、スコープ3のGHG排出について、短期、中期及び長期のGHG排出削減目標を設定すること
- 気候の解決策を開発及び拡大すること（例えば、研究開発を通じて）
- ビジネス運営を低炭素経済に適応させること
- GHG集約的な製品プロセスを段階的に廃止すること
- GHG排出の少ない製品及びサービスへシフトすること
- サプライ・チェーンの脱炭素化に向けた新たな調達プロセスを導入すること
- 低GHG排出経済への移行を支援する政策変更を支持すること

- 移行にあたり排出の削減が困難なセクターの企業を支援し、奨励すること
- 低炭素経済への移行に要求される活動へ投資すること
- 自然への現在の又は将来のネガティブなインパクトを回避、低減又は緩和すること
- 生態系を再生及び回復させること

IFRS S2号は、気候関連の目標（targets）及びそれらをどのように達成するか計画に関する情報を提供することを企業に要求している。企業の目標（targets）並びに、目標及び優先順位付けを達成するための時間軸は、規模、セクター及び所在地によって異なる。例えば、排出の削減が困難なセクターの企業に対して、エネルギー使用量の管理を支援する解決策を提供している企業は、「スコープ1」及び「スコープ2」のGHG排出が相対的に低い場合があるが、これらの解決策を適応及び拡大することにより、重大な（significant）機会を利用できる場合がある。

外部の要求事項、コミットメント、科学に基づく目標 (targets)、移行のへ道筋、ロードマップ及びシナリオ

企業の戦略的目標 (goal) は、自らの状況及び事業の文脈から得たボトムアップの考慮事項及び地球温暖化による最悪の影響 (effects) を限定するために必要な変化に基づくトップダウンの考慮事項の両方により情報がもたらされる場合がある。

戦略的目標 (goal) を達成するための企業のアプローチに関する情報を提供するにあたり、企業は次のことを参照することを関連性があると決定する場合がある。

- 外部の要求事項 (例えば、法令により満たすことが要求されている目標 (targets))

- コミットメント (例えば、ネットゼロ・イニシアティブの一員として行った自主的なコミットメント)
- 科学に基づく目標 (例えば、「科学に基づく目標設定イニシアティブ」の「短期の目標のための要件と推奨事項」)
- 移行への道筋又はロードマップ (例えば、「Transition Pathway Initiative」の「セクター別脱炭素化道筋」、又は「科学に基づく目標イニシアティブ」の「セクター別脱炭素化道筋」)
- シナリオ (例えば、「国際エネルギー機関」の「2050年ネット・ゼロ排出シナリオ」、又は「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワークの気候シナリオ」)

3.2.4 —戦略的目標 (goal) の適用のための資金調達

本セクションは、企業が戦略的目標 (goal) の適用のためにどのように資源を確保しているか又は資源を確保する計画であるかに関連する IFRS S2号の開示要求を識別し、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第14項(b)

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響 (effects) を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

...

- (b) 第14項(a)に従って開示される活動について、企業がどのように資源を確保しているか、また、どのように確保する計画であるかに関する情報

...

戦略的目標 (goal) を適用するための活動にどのように資源を確保しているかについての情報を開示する企業は、次の事項を開示することに関連性があると決定する場合がある。

- これらの活動から生じる計画された資本支出 (絶対額、及び可能であれば、同じ時間軸の総資本的支出の合計に対する相対額の両方)

- これらの活動から生じる研究開発のために必要な計画された資金調達¹⁷

企業は、金額を範囲で開示するか、又は合計に対する割合で開示することに関連性があると決定する場合がある¹⁸。

17 企業のビジネス運営並びに製品及びサービスの変更に關するIFRS S2号第14項(a)(i)から(ii)を参照のこと。

18 IFRS S2号には、現在の及び予想される (anticipated) 財務的影響 (effects) についての具体的な要求事項も含まれている。セクション3.2.7「現在及び予想される (anticipated) 財務的影響 (effects) についての定量的情報又は定性的情報 (又はこの両方) 情報」を参照のこと。

例9A—電気事業者及び発電事業者セクター



戦略的目標（goal）の適用のための資金調達

この例は、電気事業者及び発電事業者セクターにおいて事業を営む企業が、戦略的目標（goal）を適用するための活動にどのように資源を確保しているかについて開示するにあたり、関連性がある可能性のある情報の一部を例示している。

企業は、戦略的目標（goal）を達成するために、次に関連する事項を含む、現在の及び計画された投資を開示することに関連性があると決定する場合がある。

- 低炭素及びゼロ炭素エネルギーの発電及び貯蔵資産
- 送電及び配電網のインフラ（ネットワークのアップグレード及び系統アクセスの拡大を含む。）
- その他の関連技術（例えば、デジタル化又は電気自動車の充電のインフラ）
- 化石燃料による発電の継続

例9B—金属及び鉱業セクター



戦略的目標（goal）の適用のための資金調達

この例は、金属及び鉱業セクターにおいて事業を営む企業が、戦略的目標（goal）を適用するための活動にどのように資源を確保しているかについて開示するにあたり、関連性がある可能性のある情報の一部を例示している。

企業は、次の事項を開示することに関連性があると決定する場合がある。

- 移行リスク及び物理的リスクが、事前の実行可能性調査及び実行可能性調査を考慮し、探査又は開発段階のプロジェクトにどのように資源を確保し、また、どのように資源を確保する計画なのかについて、どのように情報をもたらすかに関する情報
- 移行計画の策定及び戦略的目標（goal）の適用が、現在の及び将来の事業のための資本及び事業予算にどのように含まれているかに関する情報。この情報には、撤退計画に移行計画の策定の側面が含まれているかどうか（例えば、鉱山の閉鎖後の物理的リスクに対する尾鉱貯蔵施設の将来的な対策）及びこれらの側面にどのような資源が割り当てられたのかが含まれる場合がある。

3.2.5 —戦略的目標（goal）の適用が企業の財政状態に与える影響（effects）

本セクションは、企業の戦略的目標（goal）の適用が財政状態に与える影響（effect）に関連するIFRS S2号の開示要求を識別し、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

本セクションで議論されている財政状態に関連する企業の開示の側面は、他の気候関連のリスク及び機会の財務的影響（effects）に関する情報を対象とすることを意図していない。その代わり、このセクションは、戦略的目標（goal）の適用から生じる企業の財政状態への直接的及び間接的な影響（effects）に焦点を当てている。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第9項(d)

具体的には、企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

...

- (d) それらの気候関連のリスク及び機会が報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（effects）、並びに、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される（anticipated）影響（effects）（それらの気候関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に組み込まれているかを考慮する。）（第15項から第21項参照）

...

IFRS S2号第15項

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

- (a) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態 [...] に与えた影響（effects）（現在の財務的影響（effects））
- (b) 気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮したうえで、気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態 [...] に与えると予想される（anticipated）影響（effects）（予想される（anticipated）財務的影響（effects））

IFRS S2号第16項(c)(i)–(ii)

具体的には、企業は、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示しなければならない。

...

- (c) 気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業が、企業自身の財政状態について、どのように変化すると見込んでいるか。これには、次の事項を考慮する。
 - (i) 企業の投資計画及び処分計画（例えば、資本的支出、主要な買収及びダイベストメント、共同支配企業、事業変革、イノベーション、新たな事業領域並びに資産の除却についての計画）。企業が契約上約束していない計画を含む。
 - (ii) 企業の戦略を遂行するために計画している資金源

...

戦略的目標（goal）の適用が短期、中期及び長期にわたって財政状態に与える影響（effects）に関する情報を開示する企業は、次の事項についての情報を提供することに関連性があると決定する場合がある。

- 戦略的目標（goal）の実現の結果、資産評価及び資産耐用年数への予想される（anticipated）影響（effects）（例えば、低炭素経済における汚染資産の市場縮小の結果による資産価値の減少）
- 戦略的目標（goal）の実現の結果、資産評価への予想される（anticipated）影響（effects）（例えば、気候関連の移行に必要な工場及び設備を生産する企業への投資価値の増加）
- 企業が低GHG製品及びサービスを開発するにあたり、事業の継続を支援するために計画されている資金調達の実決め
- 戦略目標（goal）の適用のための資金調達のための借入が財政状態計算書に与える影響（effects）

3.2.6 —戦略的目標（goal）の適用が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）

本セクションは、企業の戦略的目標（goal）の適用が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effect）に関連するIFRS S2号の開示要求を識別し、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

本セクションで議論されている企業の財務業績及びキャッシュ・フローに関連する開示の側面は、他の気候関連のリスク及び機会の財務的影響（effects）についての情報を対象とすることを意図していない。その代わり、このセクションは、戦略的目標（goal）の適用から生じる企業の財務業績及びキャッシュ・フローへの直接的及び間接的な影響（effects）に焦点を当てている。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第9項(d)

具体的には、企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

...

- (d) それらの気候関連のリスク及び機会が報告期間における企業の [...] 財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（effects）、並びに、短期、中期及び長期にわたり企業の [...] 財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される（anticipated）影響（effects）（それらの気候関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に組み込まれているかを考慮する。）（第15項から第21項参照）

...

IFRS S2号第15項

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

- (a) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の [...] 財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（effects）（現在の財務的影響（effects））
- (b) 気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮したうえで、気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり、企業の [...] 財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される（anticipated）影響（effects）（予想される（anticipated）財務的影響（effects））

IFRS S2号第16項(d)

具体的には、企業は、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示しなければならない。

...

- (d) 気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業が、企業自身の財務業績及びキャッシュ・フローについて、どのように変化すると見込んでいるか（例えば、低炭素経済に即した製品及びサービスによる売上高の増加、気候事象から生じる資産への物理的な損害から生じるコスト、並びに気候への適応又は緩和に関連する費用）

財務業績

戦略的目標（goal）の適用が短期、中期及び長期にわたる財務業績に与える影響（effects）に関する情報を開示する企業は、次の事項についての情報を提供することに関連性があると決定する場合がある。

- 売上高への予想される（anticipated）影響（effects）（例えば、低炭素経済に整合した製品及びサービスからの売上高の増加、又は低GHG排出の新たな製品及びサービスに対する消費者の予想される（anticipated）需要）
- 事業コストへの予想される（anticipated）影響（effects）（例えば、低GHG排出又は非GHG排出の新たな技術の導入による初期の埋没コスト、事業部門の売却損、電力ミックスにおける再生可能エネルギーの割合の増加によるコモディティ・リスクの管理コストの増加、又はサプライヤーに転嫁されるコストの増加）

- 再生可能エネルギー資産への投資による長期的な節約
- 低炭素経済への移行によって引き起こされる悪影響（adverse effects）による減損（例えば、資産が座礁資産となった場合、又は座礁資産となることが見込まれる場合に生じる減損）
- 利益率への予想される（anticipated）影響（effects）（例えば、コストの変化を消費者に転嫁することができる程度に関する仮定を反映すること）

キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローは、企業の財務業績に影響を与える（affecting）多くの要因の影響を受ける（affected）。

企業は、キャッシュ・フロー予測において、企業の戦略的目標（goal）の影響（effects）を考慮する必要がある。

例10—石油及びガス・セクター



戦略的目標（goal）の適用が企業の財務業績に与える影響（effects）

この例は、石油及びガス・セクターで事業を営む企業が、戦略的目標（goal）の適用が財務業績に与える影響（effects）について開示するにあたり、関連性がある可能性のある情報の一部を例示している。

企業は、次の項目を開示することに関連性があると決定する場合がある。

- 廃止コストの見積りにおいて、移行リスク及び物理的リスクを考慮したかどうか、また、考慮する場合、どのように考慮したか
- 主要な（key）仮定の変更が、戦略的目標（goal）の適用にどのような影響を与える（affected）場合があるか（例えば、石油及びガス埋蔵量評価又は精製能力の将来の価格シナリオに対する感応度）

3.2.7 —現在のおよび予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報又は定性的情報（又はこの両方）

本セクションは、現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）について、企業が提供する特定の開示を決定するIFRS S2号の開示要求を識別しており、したがって、セクション3.2.5「戦略的目標（goal）の適用が企業の財政状態に与える影響（effects）」及びセクション3.2.6「戦略的目標（goal）の適用が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）」に示されている企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する開示と関連する。また、本セクションは、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第18項

気候関連のリスク又は機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成するにあたり、企業は、次のことを行わなければならない。

- (a) 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる。
- (b) それらの開示を作成するために企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源に見合ったアプローチを用いる。

IFRS S2号第19項

企業が次のいずれかであると判断する場合、企業は、気候関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はない。

- (a) 影響（effects）が区分して識別できない。
- (b) 影響（effects）を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない。

IFRS S2号第20項

また、企業が定量的情報を提供するスキル、能力（capabilities）又は資源を有していない場合、企業は、気候関連のリスク又は機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はない。

続く...

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第21項

企業が、第19項から第20項に示す条件（criteria）を適用し、気候関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はないと判断する場合、企業は、次のことを行わなければならない。

- (a) 企業が定量的情報を提供していない理由を説明する。
- (b) それらの財務的影響（effects）に関する定性的情報を提供する（気候関連のリスク又は機会が影響を与える（affected）可能性が高いか、又は影響を与えた（affected）、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。）。
- (c) その気候関連のリスク又は機会と、他の気候関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する（複合的な財務的影響（effects）に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。）。

報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いているかどうかを評価するにあたり、企業はIFRS S1号B8項からB10項を参照する¹⁹。

19 プロポーシヨナリティのメカニズムがIFRS S1号及びIFRS S2号の適用をどのように支援するかを説明するウェブキャストは、IFRS財団のウェブサイトで見聴可能である。<https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-ifrs-sustainability-disclosure-standards/ifrs-s1-and-ifrs-s2/webcast-proportionality-mechanisms-ifrs-sustainability-disclosure-standards/>。

3.2.8 シナリオ分析

セクション3.2.3「気候関連目標（targets）を達成するための計画」で説明したとおり、企業の戦略的目標（goal）の適用は、地球温暖化による最悪の影響（effects）を限定するために必要な変化に基づく考慮事項によって情報がもたらされる場合がある。したがって、企業は外部の要求事項、コミットメント、科学に基づく目標（targets）、移行への道筋、ロードマップ及びシナリオを参照する場合がある。

IFRS S2号を適用する場合、企業は、企業の状況に応じたアプローチを用いて気候レジリエンスを評価するために、気候関連のシナリオ分析を用いる（IFRS S2号第22項参照）。企業はまた、IFRS S2号で要求されるさまざまな他の開示に情報をもたらすために、気候関連のシナリオ分析を用いることができる。例えば、気候関連のリスク及び機会の識別及び評価に情報をもたらすために、企業は気候関連のシナリオ分析を用いることができる。

2つの評価は、低炭素経済への移行の一環として企業が開発する場合がある計画に情報をもたらす場合がある。ただし、シナリオ分析の使用は、企業の気候レジリエンス評価の文脈においてのみ、IFRS S2号で要求される。

用語の説明

シナリオ分析

不確実性のある状況のもとで将来の事象の結果（outcomes）の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセス。これには、例えば気候関連のシナリオ分析を含む。

気候レジリエンス

気候関連の変化、進展又は不確実性に対応して調整する企業の能力。これには、戦略上のレジリエンス及び事業上のレジリエンスを含む。

3.3—指標及び目標（targets）

本セクションは次のことをしている。

- ・ 気候関連の移行に関する企業の情報開示に関連する、IFRS S2号における指標及び目標（targets）に関連する開示要求を識別する。
- ・ 企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する²⁰。

本セクションは、「TPT開示フレームワーク」の開示要素 4. Metrics and targets に基づいている（付録B図表1—「IFRS S2号とTPT開示フレームワークのマッピング」参照）。

IFRS S2号第27項

指標及び目標（targets）に関する気候関連開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した気候関連の目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。

3.3.1 —気候関連の指標

本セクションは、企業の気候関連の移行に関連するGHG排出に関するIFRS S2号の指標関連の開示要求を識別し、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第29項(a)

企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。

(a) 温室効果ガス — 企業は、次のことを行わなければならない。

- (i) CO2相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示する（B19項からB22項参照）。これは、次のように分類する。
 - (1) 「スコープ1」の温室効果ガス排出
 - (2) 「スコープ2」の温室効果ガス排出
 - (3) 「スコープ3」の温室効果ガス排出

続く...

²⁰ 指標及び目標（targets）に関するIFRS S2号第29項(g)及び第34項(b)はまた、企業の気候関連の移行に関連するガバナンスについての開示に関連する。これらの項は、セクション3.1「ガバナンス」で説明している。

IFRS S2号の要求事項

- (ii) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に従って企業の温室効果ガス排出を測定する。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合を除く（B23項からB25項参照）。
- (iii) 温室効果ガス排出を測定するために企業が用いたアプローチを開示する（B26項からB29項参照）。これには、次の事項を含む。
 - (1) 企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた、測定アプローチ、インプット及び仮定
 - (2) 企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた、測定アプローチ、インプット及び仮定を企業が選択した理由
 - (3) 報告期間において当該測定アプローチ、インプット及び仮定に対して企業が変更を行った場合、その内容及び変更の理由
- (iv) 第29項(a)(i)(1)から(2)に従い開示される「スコープ1」の温室効果ガス排出及び「スコープ2」の温室効果ガス排出について、排出を次のように分解する。
 - (1) 連結会計グループ（例えば、「IFRS会計基準」を適用している企業については、このグループは親会社及びその連結子会社で構成される。）
 - (2) 第29項(a)(iv)(1)から除外されるその他の投資先（例えば、「IFRS会計基準」を適用している企業については、これらの投資先には関連会社（associates）、共同支配企業及び非連結子会社が含まれる。）
- (v) 第29項(a)(i)(2)に従って開示される「スコープ2」の温室効果ガス排出については、ロケーション基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出を開示し、また、企業の「スコープ2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該情報を提供する（B30項からB31項参照）。
- (vi) 第29項(a)(i)(3)に従って開示される「スコープ3」の温室効果ガス排出については、B32項からB57項を参照し、次の事項を開示する。
 - (1) 「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記述されている「スコープ3」カテゴリーに従い、企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定値（measure）に含めたカテゴリー
 - (2) 企業の活動が資産運用、商業銀行又は保険を含む場合、企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出又は企業の投資に関連する排出（ファイナンスド・エミッション）に関する追加的な情報（B58項からB63項参照）

...

続く...

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第29項(e)-(f)

企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。

...

(e) 資本投下 – 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値

(f) 内部炭素価格 – 企業は、次の事項を開示しなければならない。

- (i) 企業が炭素価格を意思決定に適用しているかどうか、また、適用している場合、どのように適用しているのか（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）についての説明
- (ii) 企業が企業自身の温室効果ガス排出コストの評価に用いている、温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格

...

GHG排出に関する情報を開示するにあたり、企業は、GHG排出の開示とGHG排出の削減目標との間のつながりを強調することを関連性があると決定する場合がある。

GHG排出に関する情報の報告に関する詳細なガイダンスについては、IFRS S2号B19項からB63項を参照することが有用である場合がある。

セクション3.3.2「気候関連の目標（targets）」に掲載されているいくつかの例は、目標（targets）だけでなく指標にも言及しているが、このセクションにのみ含めている。

3.3.2 一気候関連の目標（targets）

本セクションは、企業の気候関連の移行に関連するIFRS S2号における目標関連の開示要求を識別し、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第33項

企業は、戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した定量的及び定性的な気候関連の目標（targets）並びに法令により満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）を開示しなければならない。これらの目標（targets）には、温室効果ガス排出目標（targets）を含む。目標（target）のそれぞれについて、企業は、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 目標（target）を設定するために用いる指標（B66項からB67項参照）
- (b) 目標（target）の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）
- (c) 目標（target）が適用される企業の部分（例えば、目標（target）が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ（特定の事業単位又は特定の地理的地域など）に適用されるのか）
- (d) 目標（target）が適用される期間
- (e) 進捗が測定される基礎となる期間（base period）
- (f) 該当ある場合、マイルストーン及び中間目標（targets）
- (g) 目標（target）が定量的である場合、それが絶対量目標（absolute target）か、原単位目標（intensity target）か
- (h) 気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域のコミットメントを含む。）が目標（target）にどのように情報をもたらしたか

IFRS S2号第34項

企業は、目標（target）のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ、及び目標（target）のそれぞれに対する進捗をどのようにモニタリングするかに関する情報を開示しなければならない。これには、次の事項を含む。

- (a) 目標（target）及び目標（target）設定についての方法論が第三者によって認証されたかどうか
- (b) 目標（target）をレビューする企業のプロセス
- (c) 目標（target）の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標
- (d) 該当ある場合、目標（target）の見直し及びそれらの見直しの説明

続く...

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第35項

企業は、気候関連の目標（target）のそれぞれに対するパフォーマンス、及び企業のパフォーマンスのトレンド又は変化についての分析に関する情報を開示しなければならない。

IFRS S2号第36項

第33項から第35項に従って開示される、温室効果ガス排出目標（target）のそれぞれについて、企業は次のことを開示しなければならない。

- (a) どの温室効果ガスが目標（target）の対象となっているか
- (b) 「スコープ1」、「スコープ2」又は「スコープ3」の温室効果ガス排出が目標（target）の対象となっているかどうか
- (c) 目標（target）がグロス温室効果ガス排出目標（target）か、ネット温室効果ガス排出目標（target）か。企業がネット温室効果ガス排出目標（target）を開示する場合、関連するグロス温室効果ガス排出目標（target）についても別個に開示しなければならない（B68項からB69項参照）。
- (d) 目標（target）がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか
- (e) ネット温室効果ガス排出目標（target）がある場合、当該目標（target）を達成するために温室効果ガス排出をオフセットすることを目的とした、企業によるカーボン・クレジットの計画された使用。企業は、カーボン・クレジットの計画された使用について説明するにあたり、B70項からB71項を参照し、次の事項を含む情報を開示しなければならない。
 - (i) ネット温室効果ガス排出目標（target）を達成するために、カーボン・クレジットの使用に依拠する程度及びどのように依拠するか
 - (ii) どの第三者スキームによって当該カーボン・クレジットが検証又は認証されるか
 - (iii) カーボン・クレジットの種類（基礎となるオフセットが、自然に基づくものなのか、技術的な炭素除去に基づくものなのか、また、基礎となるオフセットが達成されるのは、炭素削減によるものか、炭素除去によるものを含む。）
 - (iv) 企業が使用することを計画するカーボン・クレジットの信頼性（credibility）及び十全性（integrity）を一般目的財務報告書の利用者が理解するために必要なその他の要素（例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定）

企業の気候関連の移行に関連する気候関連の目標

(targets) の詳細を提供することは、企業が、一般目的財務報告書の利用者に対し、当該目標 (targets) を解釈するために要求される文脈を有することを確実にすることを支援する。具体的には、一般目的財務報告書の利用者にとって有用となる可能性のある情報には、次のものが含まれる。

- 何を測定するか、及び目標 (targets) の目的を理解するために必要な文脈情報
- 企業が達成を見込んでいる中間マイルストーン又は目標 (targets) に関する情報
- 目標 (target) が外部のベンチマークからどのように情報をもたらされたか又はどのように整合しているかに関する情報 (例えば、気候変動に関する最新の国際協定)
- 目標 (targets) を達成するための見込まれる軌道に関する情報 (例えば、企業が特定の目標 (targets) に向けて直線的な減少若しくは増加又はSカーブの軌道を見込んでいるかどうか、又は特定資産の計画された段階的廃止等、障害又は突然の変化を予見しているかどうかに関する情報)

ガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標 (targets)

ガバナンスに関連する目標 (targets) に関する情報を開示するにあたり、企業は次のような分野の目標 (targets) に関する情報を開示することを関連性があると決定する場合がある。

- 報酬 (例えば、組織の戦略的目標 (goal) に対する進捗に結び付いた報酬のある個人の割合)
- スキル
- コンピテンシー
- 研修 (例えば、再研修又は配置転換が提供されているリスクのある従業員の割合)

対話に関連する目標 (targets) に関する情報開示にあたり、対話活動の性質に関連する目標 (targets) (例えば、サプライヤーの気候関連の移行に関する対話の回数及び公正な移行を確実にするための顧客との対話の回数) 及び対話活動の結果 (outcome) (例えば、サプライヤーによるGHG排出削減のエビデンス又は顧客の気候関連の移行計画における社会的対話のエビデンス) を含めることを考慮する場合がある。これらの目標 (targets) は、バリュー・チェーンとの対話に関連する場合がある。

ビジネス及び運営に関連する目標 (targets) に関する情報を開示するにあたり、次に関連する目標 (targets) を含めることを考慮する場合がある。

- ビジネス及び運営 (例えば、生産単位あたりのエネルギー消費量、洪水地域に所在する工場の数、水ストレスの高い地域での取水量の割合又は生み出される持続可能な雇用の数)
- 製品及びサービス (例えば、GHG排出がない又は少ない、低炭素経済への移行を支援する、又は移行リスク及び物理的リスクに脆弱な、製品又はサービス (又はこの両方) の割合又は数)

また、公正な移行に関連する指標及び目標 (targets) を含めることを考慮する場合がある。

例11A—銀行セクター



気候関連の目標（targets）—ガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標（targets）

この例は、銀行セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行に関連するガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標（targets）について開示するために、関連性がある可能性のある情報の一部を例示している。

企業は、次の事項を開示することに関連性があると決定する場合がある。

- 戦略的目標（goal）に向けた進捗を促進及びモニタリングするために企業が用いるガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標（targets）（指標及び目標が戦略目標（goal）をどのように反映しているかを含む）。当該情報は、次の項目でセグメント化された指標及び目標（targets）が含まれる場合がある。
 - 企業の活動の広範な影響（impact）とそれぞれに識別される（distinct）セクター間のフローを反映した経済システム
 - 企業がファイナンスするさまざまなセクター
 - 企業のさまざまなビジネス・ライン（例えば、商業銀行及びホールセール・バンキング）
 - オンバランス及びオフバランスの活動（例えば、貸付け、セールス・アンド・トレーディング、資本市場及びアドバイザー・サービス）
- 企業のガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標（targets）のそれぞれが適用される企業の中核的な銀行活動又はセクター（又はこの両方）（除外の根拠及び対象範囲の増加のために現在講じている又は講じる予定の措置の程度を含む。）

例11B—石油及びガス・セクター



気候関連の目標（targets）—ガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標（targets）

この例は、石油及びガス・セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行に関連するガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標（targets）について開示するにあたり、関連性のある情報の一部を例示している。

企業は、戦略的目標（goal）に向けた進捗を促進及びモニタリングするために用いるビジネス及び運営上の指標及び目標（targets）に関する情報を開示することに関連性があると決定する場合がある。これには、現在の及び予想される次の項目が含まれる。

- 企業の上流及び中流のバリュー・チェーン・セグメントのそれぞれについて、短期及び中期にわたる製品タイプ別の生産量
- 企業の下流のバリュー・チェーン・セグメントについて、短期及び中期にわたる製品タイプ別の販売量
- 短期及び中期にわたる製品タイプ別の低炭素製品の能力及び生産

企業のビジネス、セクター及び戦略に関連する指標及び目標 (targets)

目標 (targets) に関する情報開示にあたり、企業は次の項目に関連する目標 (targets) を含めることに関連性があると決定する場合がある。

- 気候の物理的変化及び低GHG排出経済への移行からのリスクにさらされている気候価値
- GHG排出がない又は少ない資本的支出
- GHG排出がない又は少ない研究開発投資
- GHG排出がない又は少ない製品及びサービスからの売上高
- GHG排出がない又は少ない金融資産の割合
- 総長期資本資産のうち、GHG排出がない又は少ない長期資本資産の割合
- 総燃料のうち、GHG排出がない又は少ない燃料の割合
- GHG排出がない又は少ないサプライヤーからの調達

例12—電気事業者及び発電事業者セクター



気候関連の目標 (targets) —企業のビジネス及び戦略に関連する指標及び目標 (targets)

この例は、電気事業者及び発電事業者セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行に関連する指標及び目標 (targets) について開示するにあたり、関連性がある可能性のある情報の一部を例示している。

企業は、次の項目を含む、資本的支出の指標及び目標 (targets) に関する情報を開示することに関連性があると決定する場合がある。

- 低炭素及びゼロ炭素エネルギーの生成及び貯蔵資産
- 系統アクセスを含む、送電及び配電網インフラ
- その他の技術（例えば、デジタル化及び電気自動車の充電器）

GHG排出及び除去の指標及び目標（targets）

GHG排出目標（targets）に関する情報の報告に関する詳細なガイダンスについては、IFRS S2号B68項からB69項を参照することが有用である場合がある。

カーボン・クレジット

企業は、戦略的目標（goal）の一環として又は戦略的目標（goal）を支援するために、カーボン・クレジットの使用を決定する場合がある。その趣旨で、企業は「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出を考慮し、カーボン・クレジットの購入よりも、直接的な削減を通じた脱炭素化を優先する場合がある。

企業がGHG排出の純量目標（target）を開示する場合、IFRS S2号は関連するGHG排出の総量目標も別個に開示することを要求している。GHG排出の純量目標に関して、IFRS S2号は、目標（target）達成のためにカーボン・クレジットをどの程度使用する予定かを説明し、カーボン・クレジットに関する情報を提供することを要求している。IFRS S2号に示されている当該要求事項は、企業によるカーボン・クレジットの使用計画及びカーボン・クレジットに関する情報について透明性を提供するように設計されている。

例13—資産運用セクター



気候関連の目標（targets）—GHG排出及び除去の指標及び目標（targets）

この例は、資産運用セクターで事業を営む企業が、気候関連の移行に関連するGHG排出及び除去の指標及び目標（targets）について開示するために、関連性がある可能性のある情報の一部を例示している。

企業は、次の事項を開示することに関連性があると決定する場合がある。

- 次のレベルを含む、企業が設定した、GHGファイナンスド・エミッションの絶対総量目標（targets）及び関連指標
 - セクター・レベル
 - ファンド・レベル
 - 資産クラス・レベル
 - ポートフォリオ・レベル
 - 投資先企業レベル
- 企業のGHG指標及び目標（targets）が適用される運用資産（除外の根拠及び対象範囲の増加のために現在講じている又は講じる予定の措置の程度を含む。）

3.4—IFRS S2号における全般的な（overarching）要求事項

本セクションは、気候関連の移行に関する情報開示の文脈において、本文書で議論されているIFRS S2号のコア・コンテンツの要素（ガバナンス、戦略並びに指標及び目標）の一部又は全部に関連するIFRS S2号の要求事項を識別し、企業がこれらの要求事項をどのように適用する場合があるかについてのガイダンスを提供する。

IFRS S2号の要求事項

IFRS S2号第10項(b)-(d)

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次のことを行わなければならない。

...

- (b) 企業が識別した気候関連のリスクのそれぞれについて、当該リスクを企業が気候関連の物理的リスク又は気候関連の移行リスクのいずれと考えているかを説明する。
- (c) 企業が識別した気候関連のリスク及び機会のそれぞれについて、当該気候関連のリスク及び機会の影響（effects）がどのような時間軸（短期、中期又は長期）において発生すると合理的に見込み得るかを特定する。
- (d) 企業がどのように「短期」、「中期」及び「長期」を定義し、これらの定義がどのように企業の戦略的意思決定に用いる計画期間とつながっているかを説明する。

IFRS S2号第14項(c)

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

...

- (c) 第14項(a)に従って過去の報告期間に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報

IFRS S2号第17項

定量的情報を提供するにあたり、企業は、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。

3.4.1 一計画の時間軸の識別方法

IFRS S2号は、企業に対し、短期、中期及び長期について、少なくとも1セットの定義を開示するとともに、それぞれの時間軸において合理的に発生し得ると見込まれるサステナビリティ関連のリスク又は機会の影響（effects）に関する重要性がある（material）情報を開示することを要求している。

しかし、IFRS S2号は、複数のセットの定義の開示を除外していない。例えば、企業がさまざまな事業セグメントを有し、それぞれの事業セグメントにおいて短期、中期及び長期の計画の時間軸が異なる場合がある。実際に、関連性のある情報を提供するために、さまざまな時間軸を考慮する必要がある場合がある。

企業による短期、中期及び長期の時間軸の定義は、例えば、セクター又は財務若しくは事業の計画サイクルによって異なる可能性がある。

IFRS S2号第10項(d)は、企業がこれらの時間軸をどのように定義したかに関する情報を提供することを要求している。

3.4.2 一定量化

IFRS S2号第17項を適用する企業は、財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローへの現在のまたは予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報を開示するにあたり、単一の数値又は数値の範囲を開示する場合がある。

そのほか、IFRS S2号は、企業の気候関連の移行に関連性がある場合があるその他の定量的な開示を要求している（例えば、IFRS S2号第14項(a)に従い過去の報告期間に開示された計画の進捗に関する情報）。

IFRS S2号を適用する企業は、次の事項について定量的情報又は定性的情報（又はこの両方）を提供する。

- 気候関連のリスク及び機会に関連して、過年度に開示した計画の進捗
- 企業の戦略及び意思決定が気候関連の移行に関連する財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）

企業の気候関連の移行に関する情報は、一般目的財務報告書の利用者に有用な情報を提供するというIFRS S2号の要求事項を満たすうえで関連性がある場合がある。これには、企業の活動が戦略的目標（goal）の達成にどのように貢献すると見込まれるかに関する情報が含まれる。

3.4.3 一外部のコミットメント、ベンチマーク又は参照ポイントへの参照

企業は、気候関連の移行に関する情報を開示するにあたり、外部のコミットメント、ベンチマーク又は参照ポイントを参照する場合がある。例えば、気候変動に関する最新の国際協定、セクター別のベンチマーク又は科学に基づく目標（targets）である。このような場合、企業は、どの外部のコミットメント、ベンチマーク又は参照ポイントを考慮したか、また、自社の戦略目標（goal）をそれらとどの程度整合させたかを開示することを関係性があると決定する場合がある。

目標（targets）は、セクター別アプローチを用いて国際的な目標（targets）をセクター別のベンチマークに変換することによって、個別の企業のパフォーマンスを比較することができる²¹。

21 IFRS S2号の結論の根拠BC150項を参照のこと。

セクション4ーセクター・サマリー

セクション3「IFRS S2号における開示要求の適用方法」に示されているガイダンスは、気候関連の移行に関する情報を提供するすべてのセクターで事業を営む企業に関連性がある。本セクションでは、セクター固有の追加的な資源について「TPTセクター・サマリー」に含まれるガイダンス²²を参照している。

「TPTセクター・サマリー」には、30のセクターにおける移行計画に関する開示提言が含まれている。本セクションでは、「セクター・サマリー」の内容を本文書に組み込んだり、IFRS財団が作成した独立した「セクター・サマリー」を作成したりするよりもむしろ、企業の気候関連の移行に関する開示要求の適用を支援するために、「TPTセクター・サマリー」を検索するための手段を提供する。

「TPTセクター・サマリー」は、「TPT開示フレームワーク」の主要な概念を30のセクターに適用することで、「TPT開示フレームワーク」を補完する。したがって、TPTは、作成者が「TPTセクター・サマリー」を「TPT開示フレームワーク」と併せて読むことを意図している。

「TPTセクター・サマリー」は次のとおりである。

- 30の金融及び実体経済セクターにおける移行計画のガイダンスの概要を提供する。
- 気候関連の移行に関する情報を、企業及び利用者に対し、執筆時点における各セクターの重要な（important）情報及びガイダンスの情報源を包括的ではない形で与えるように設計された実務上のガイダンスである。
- 各セクターにおける脱炭素化の手段、ガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標（targets）並びにGHGの指標及び目標（targets）の概要が含まれる。

「TPTセクター・サマリー」を使用するにあたり、企業は、文書の導入セクションの代わりに、セクター固有の表に焦点を当てることが奨励される。導入セクションは、IFRS S2号とは対照的に、「TPT開示フレームワーク」に関連する「TPTセクター・サマリー」の目的に関する文脈上の情報を提供し、したがって、IFRS S2号の適用とは直接関連しない。

「TPTセクター・サマリー」の範囲が狭いため、IFRS S2号を適用する企業が、「TPTセクター・サマリー」を本文書の残りの部分から独立して参照したり、IFRS S2号に従った開示を行うための出発点として参照したりすることは意図されていない。

より移行リスクにさらされている、又は経済において重要な（important）役割を担っているとTPTがみなした一部のセクターについては、TPTセクター・ガイダンスの文書は、作成者が「TPT開示フレームワーク」を解釈することを支援するため、セクター固有のガイダンスを提供する。セクション3「IFRS S2号の開示要求の適用方法」は、TPTが作成したセクター・ガイダンス文書に含まれる7つのセクターのいずれかで事業を営む場合に企業が考慮する場合がある側面の例が含まれる。

TPTが用いているセクター分類

TPTが用いているセクター分類は、他のいくつかの基準及びフレームワークと整合している。

- **実体経済セクター**については、「SASBスタンダード」でも用いられている Sustainability Industry Classification System®（SICS®）を用いている。
- **金融セクター**については、気候関連財務開示タスクフォース及び「ネット・ゼロに向けたグラスゴー金融同盟」によって用いられているセクター分類を用いている。

22 移行計画タスクフォースの「TPTセクター・サマリー」（2024）を参照のこと。 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/knowledge-hub/resources/tpt/sector-summary-apr-2024.pdf>.

付録 A—用語集

この用語集には、本文書で使用される用語の簡潔な定義が収録されている。

用語	定義
ビジネス・モデル (business model)	企業の戦略上の目的を達成し、当該企業にとっての価値を生み出し、結果として短期、中期及び長期にわたりキャッシュ・フローを生み出すことを目的とした、企業の活動を通じてインプットをアウトプット及び結果 (outcomes) に変換する企業のシステム。(出典:IFRS S1号付録A)
カーボン・クレジット (carbon credit)	カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位。カーボン・クレジットは、電子登録によって一意にシリアル化され、発行され、追跡され、無効化される。(出典:IFRS S2号付録A)
気候関連の物理的リスク (又は物理的リスク) (climate-related physical risks (or physical risks))	気候変動からもたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの (急性の物理的リスク) 又は気候パターンの長期的な変化によるもの (慢性の物理的リスク)。急性の物理的リスクは、嵐、洪水、干ばつ又は熱波などの気象関連の事象から生じ、深刻さ及び頻度が増大しているものである。慢性の物理的リスクは、海面上昇、水の利用可能性の低下、生物多様性の喪失及び土壌の生産性の変化をもたらす可能性がある降水量及び気温の変化を含む気候パターンの長期的な変化から生じる。 これらのリスクは、資産への直接的な損害又はサプライ・チェーンの混乱による間接的な影響 (effects) の結果として生じるコストなど、企業に財務的影響 (implications) を与える可能性がある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達及び品質の変化により影響を受ける (affected) 可能性があり、また、企業の施設、事業、サプライ・チェーン、輸送ニーズ並びに従業員の健康及び安全に影響を与える (affecting) 極端な気温の変化によっても影響を受ける (affected) 可能性がある。(出典:IFRS S2号付録A)
気候関連のリスク及び機会 (climate-related risks and opportunities)	気候関連のリスクとは、気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響 (effects) をいう。これらのリスクは、気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクに分類される。 気候関連の機会とは、企業にとっての、気候変動から生じる潜在的なポジティブな影響 (effects) をいう。気候変動を緩和し、適応するための取組みは、企業に気候関連の機会を生み出すことがある。(出典:IFRS S2号付録A)
気候関連の移行 (climate-related transition)	企業が、その全体的な戦略の文脈において、移行リスク、物理的リスク及び気候関連の機会に対応するために、目標を追求し、活動を実施し、又は資源を投入するプロセス。 企業の全体的な戦略によっては、企業の気候関連の移行は、低炭素経済及び/又は気候に強靱な経済への移行を対象とする場合がある。誤解を避けるため、気候関連の移行は、企業が戦略的目標 (strategic goal) をどのように導入するかに関連し、これには移行リスク及び物理的リスクを緩和し、適応する方法、並びに気候関連の機会に対応する方法が含まれる。
気候関連の移行計画 (又は移行計画) (climate-related transition plan (or transition plan))	温室効果ガス排出の削減などの活動を含む、低炭素経済に向けた移行のための企業の目標 (targets)、活動又は資源を示した企業の全体的な戦略の一側面。(出典:IFRS S2号付録A)

用語	定義
気候関連の移行リスク（又は移行リスク）（climate-related transition risks (or transition risks)）	低炭素経済に移行する取組みから生じるリスク。移行リスクには、政策、法律、技術、市場及びレピュテーション・リスクが含まれる。これらのリスクは、新たな又は修正された気候関連の規制による事業コストの増加又は資産の減損など、企業にとって財務的影響（implications）をもたらす可能性がある。また、企業の財務業績は、顧客の需要の変化並びに新たな技術の開発及び導入により影響を受ける（affected）可能性がある。（出典:IFRS S2号付録A）
気候レジリエンス（climate resilience）	気候関連の変化、進展又は不確実性に対して調整する企業の能力（capacity）。気候レジリエンスには、気候関連のリスクを管理し、気候関連の機会から便益を享受する能力（capacity）（気候関連の移行リスク及び気候関連の物理的リスクに対応し、適応する能力（capacity）を含む。）が含まれる。企業の気候レジリエンスには、気候関連の変化、進展及び不確実性に対する企業の戦略上のレジリエンス及び事業上のレジリエンスの両方が含まれる。（出典:IFRS S2号付録A）
企業（entity）	報告企業—一般目的財務諸表の作成を要求されるか又はこれを選択する企業。（出典:IFRS S1号付録A）
一般目的財務報告書（general purpose financial reports）	主要な利用者が企業への資源の提供に関連する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供する報告書。それらの意思決定には、次のいずれかに関する意思決定を伴う。 (a) 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は継続保有 (b) 貸付金及び他の形態による信用の供与又は決済 (c) 企業の経済的資源の利用に影響を与える（affect）当該企業の経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える（influence）権利の行使 一般目的財務報告書には、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これらに限定されない。（出典:IFRS S1号付録A）
温室効果ガス（greenhouse gases (GHG)）	「京都議定書」に記載されている7つの温室効果ガス、すなわち、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、三フッ化窒素（NF ₃ ）、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF ₆ ）。（出典:IFRS S2号付録A）
公正な移行（just transition）	公正な移行とは、温室効果ガスの低排出及び気候に強靱な開発への移行に伴う社会的リスク及び機会を予測し、評価し、対応すること、並びに移行計画の策定において影響（affect）を受けるグループ（労働者、地域社会、サプライ・チェーン及び消費者を含む）にとって意味のある対話と参加を確保することを意味する。
気候変動に関する最新の国際協定（latest international agreement on climate change）	気候変動に対処するための「国連気候変動枠組条約」の締約国としての、国家間の協定。この協定は、温室効果ガス削減の規範及び目標（targets）を設定している。（出典:IFRS S2号付録A）
重要性がある情報（material information）	サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。（出典:IFRS S1号付録A）

用語	定義
自然環境（natural environment）	(a) 植物、野生動物及びその他の生物 (b) 生息地 (c) 土地（建物又はその他の構造物を除く）、大気、水及びそれらが相互作用する自然のシステム、サイクル及びプロセス
方針及び条件（policies and conditions）	組織が自らの行動を規律するために作成した内部ガイドライン。
シナリオ分析（scenario analysis）	不確実性のある状況のもとで、将来の事象の結果（outcomes）の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセス。（出典:IFRS S1号付録A）
「スコープ1」の温室効果ガス排出（Scope 1 greenhouse gas emissions）	企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出。（出典:IFRS S2号付録A）
「スコープ2」の温室効果ガス排出（Scope 2 greenhouse gas emissions）	企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出。購入及び取得した電気は、購入したか、又は企業の境界内に持ち込まれた電気である。「スコープ2」の温室効果ガス排出は、物理的には電気の生成された施設において発生する。（出典:IFRS S2号付録A）
「スコープ3」の温室効果ガス排出（Scope 3 greenhouse gas emissions）	企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（「スコープ2」の温室効果ガス排出に含まれないもの）であり、上流及び下流の両方の排出を含む。「スコープ3」の温室効果ガス排出には、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」における、「スコープ3」カテゴリーを含む。（出典:IFRS S2号付録A）
戦略的目標（strategic goal）	低炭素経済及び/又は気候に強靱な経済への企業の移行に関連する目標。
TPT資料（TPT materials）	移行計画タスクフォースが作成した開示に特化した資料（13資料）。これらの資料は、気候関連の移行計画に関する開示を行う企業を支援するものである。これらの資料は、 IFRS Sustainability Knowledge Hub から入手可能である。
一般目的財務報告書の利用者（又は主要な利用者）（users of general purpose financial reports (or primary users)）	現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者。（出典:IFRS S1号付録A）
バリュー・チェーン（value chain）	報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、資源及び関係の全範囲。 バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了（end-of-life）まで、企業が利用し依存する相互作用、資源及び関係が含まれる。これには、企業の事業における相互作用、資源及び関係（人的資源（human resource）など）、企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルにおける相互作用、資源及び関係（材料及びサービスの調達、製品及びサービスの販売及び配送など）、並びに企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境が含まれる。（出典:IFRS S1号付録A）

付録 B—IFRS S2号と「TPT開示フレームワーク」とのマッピング

「TPT開示フレームワーク」は、大志（ambition）、活動及び責任の3つの基本原則を適用している。「TPT開示フレームワーク」は、図1に示すように5つの開示要素に分けられる。それぞれのサブ要素は、一連の開示推奨事項によって支援されるが、これらは、重要性評価の対象となる、すべての優れた移行計画に関連するとTPTが見なしたものであり、企業が考慮する場合がある開示例であるが、すべての企業に適用されるものではない。

図1—TPT開示フレームワーク

基本原則	大志（ambition）	活動		責任	
	▼	▼	▼	▼	▼
開示要素	1. 基礎	2. 適用戦略	3. 対話戦略	4. 指標及び目標 (targets)	5. ガバナンス
開示サブ要素	1.1 戦略的大志 (ambition)	2.1 ビジネス運営	3.1 バリュー・チェーンとの対話	4.1 ガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標 (targets)	5.1 取締役会の監督及び報告
	1.2 ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン	2.2 商品及びサービス	3.2 産業との対話	4.2 財務指標及び目標 (targets)	5.2 経営者の役割、責任及び説明責任
	1.3 主要な仮定及び外部要因	2.3 方針及び条件	3.3 政府、公共機関、コミュニティ、地域社会との対話	4.3 GHG指標及び目標 (targets)	5.3 文化
		2.4 財務計画		4.4 カーボン・クレジット	5.4 インセンティブ及び報酬
					5.5 スキル、コンピテンシー及び研修

表1は、企業が気候関連の移行の目標（goal）を有する場合、IFRS S2号で定められた要求事項のうち、当該企業の気候関連の移行に関連する要求事項を識別し、これらの要求事項をTPT開示要素又はサブ要素とマッピングしている。この表は、既にTPT資料を適用し、IFRS S2号を導入している企業にとって役立つ場合がある。この表により、これらの企業は、IFRS S2号への準拠に関連する移行計画における情報を識別することができるようになる。

表1—IFRS S2号の要求事項とTPT開示推奨事項とのマッピング

IFRS S2号の項番 ²³	IFRS S2号のコア・コンテンツ	関連するTPT 開示要素 又はサブ要素	本文書中の関連するガイダンス
ガバナンス			
IFRS S2号第6項(a)(i)–(v)（及び第5項、第29項(g)(i)–(ii)、第34項(b)）	ガバナンス	取締役会の監督及び報告 (5.1) インセンティブ及び報酬 (5.4.a.i–iv) インセンティブ及び報酬 (5.4.b) スキル、コンピテンシー及び研修 (5.5)	3.1 ガバナンス 3.1.1 一戦略的目標（goal）に責任を負う機関又は個人 3.1.2 一戦略的目標（goal）に用いるプロセスにおける経営者の役割 3.1.3 一戦略的目標（goal）と結び付いたインセンティブ及び報酬 3.1.4 一戦略的目標（goal）を適用するためのスキル、コンピテンシー及び知識
IFRS S2号第6項(b)(i)–(ii)（及び第5項）	ガバナンス	マネジメントの役割 責任及び説明責任 (5.2)	
戦略			
IFRS S2号第8項及び第9項(a)	戦略	---	3.2一戦略
IFRS S2号第9項(c)、第14項(a)(iv)	戦略	主要な仮定及び外部要因 (1.3)	3.2.1一気候関連の移行計画

23 指定されたトピックに関する最も関連性の高い条項が最初に記載されている。そのトピックに関する他の関連する条項は括弧内に記載されている。

IFRS S2号の項番 ²³	IFRS S2号のコア・コンテンツ	関連するTPT 開示要素 又はサブ要素	本文書中の関連するガイダンス
IFRS S2号第9項(b)、 13項及び第14項(a)(i)– (iii)	戦略—戦略及び意思決定	ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン (1.2) ビジネス運営(2.1) 商品及びサービス(2.2) 方針及び条件 (2.3) 対話戦略 (3)	3.2.2—ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン、緩和及び適用の取組み (efforts)
IFRS S2号第14項 (a)(v)	戦略—戦略及び意思決定	戦略的大志 (ambition) (1.1.a, 1.1.b及び1.1.c.i)	3.2.3—気候関連の目標 (targets) を達成するための計画
IFRS S2号第14項(b)	戦略—財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー	財務計画(2.4.a)	3.2.4— 戦 略 的 目 標 (goal) の適用のための資金調達
IFRS S2号第9項(d)、第 15項及び第16項(c)(i)– (ii)	戦略—財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー	財務計画(2.4.b)	3.2.5—戦略的目標 (goal) の実行が企業の財政状態に与える影響 (effects)
IFRS S2号第9項(d)、第 15項及び第16項(d)	戦略—財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー	財務計画(2.4.c)	3.2.6—戦略的目標 (goal) の実行が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える効果 (effects)

IFRS S2号の項番 ²³	IFRS S2号のコア・コンテンツ	関連するTPT 開示要素 又はサブ要素	本文書中の関連するガイダンス
IFRS S2号第18項	戦略—財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー	財務計画(2.4.d)	3.2.7—現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effect）に関する定量的情報又は定性的情報（又はこの両方）
IFRS S2号第19項	戦略—財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー	財務計画(2.4.f.i)	
IFRS S2号第20項	戦略—財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー	財務計画(2.4.f.ii)	
IFRS S2号第21項	戦略—財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー	財務計画(2.4.f.g)	
IFRS S2号第22項	戦略—気候レジリエンス	---	3.2.8—シナリオ分析
指標及び目標			
IFRS S2号第27項	指標及び目標（targets）	---	3.3—指標及び目標（targets）
IFRS S2号第29項(a)	指標及び目標（targets）— 気候関連の指標	GHG 指標及び目標（targets）（4.3.l-m）	3.3.1—気候関連の指標
IFRS S2号第29項(e)-(f)	指標及び目標（targets）— 気候関連の指標	財務指標及び目標（targets）（4.2.e-g）	3.3.1—気候関連の指標
IFRS S2号第33項(及び第34項-第35項)	指標及び目標（targets）— 気候関連の目標（targets）	戦略的大志（ambition）（1.1.e） ガバナンス、対話、ビジネス及び運営上の指標及び目標（targets）（4.1） 財務指標及び目標（targets）（4.2.a, c-e） GHG 指標及び目標（targets）（4.3.i-k）	3.3.2—気候関連の目標（targets）

IFRS S2号の項番 ²³	IFRS S2号のコア・コンテンツ	関連するTPT 開示要素 又は開示サブ要素	本文書中の関連するガイダンス
IFRS S2号第33項(h) (及び第36項(d))	指標及び目標— 気候関連の目標 (targets)	戦略的大志 (ambition) (1.1.c)	3.3.2—気候関連の目標 (targets)
IFRS S2号第36項(a)– (c) (及び第27項、第35 項)	指標及び目標—気候関連 の目標 (targets)	GHG指標及び目標 (targets) (4.3.a–h)	
IFRS S2号第36項(e)	指標及び目標—気候関連 の目標 (targets)	カーボン・クレジット(4.4.c, e and g)	
横断的要求事項			
IFRS S2号第10項(b)	戦略—気候関連リスク及び 機会	---	3.4—IFRS S2号における 全般的な (overarching) 要求事 項
IFRS S2号第10項(c)– (d)	戦略—気候関連リスク及び 機会	戦略的大志 (ambition) (1.1.e)	3.4.1—計画の時間軸の 識別方法
IFRS S2号第14項(c)	戦略—戦略及び 意思決定	---	3.4.2—定量化
IFRS S2号第17項	戦略—財政状態、財務業 績及びキャッシュ・フロー	財務計画 (2.4.e)	3.4.2—定量化



IFRS[®]
Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**
Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org